

第2章

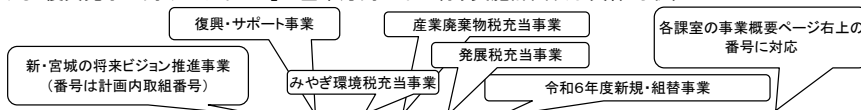
各課室の主要事業概要

令和6年度 環境生活部の主要事業一覧

◎ 「新・宮城の将来ビジョン推進事業」及び「復興・サポート事業」に該当する主要事業を中心に掲載しています。

「新・宮城の将来ビジョン」…本県の長期総合計画(R3～R12年度)

「復興・サポート事業」…新・宮城の将来ビジョンにおける「復興完了に向けたサポート」の基本方向の下で行う実施計画及び具体的取組

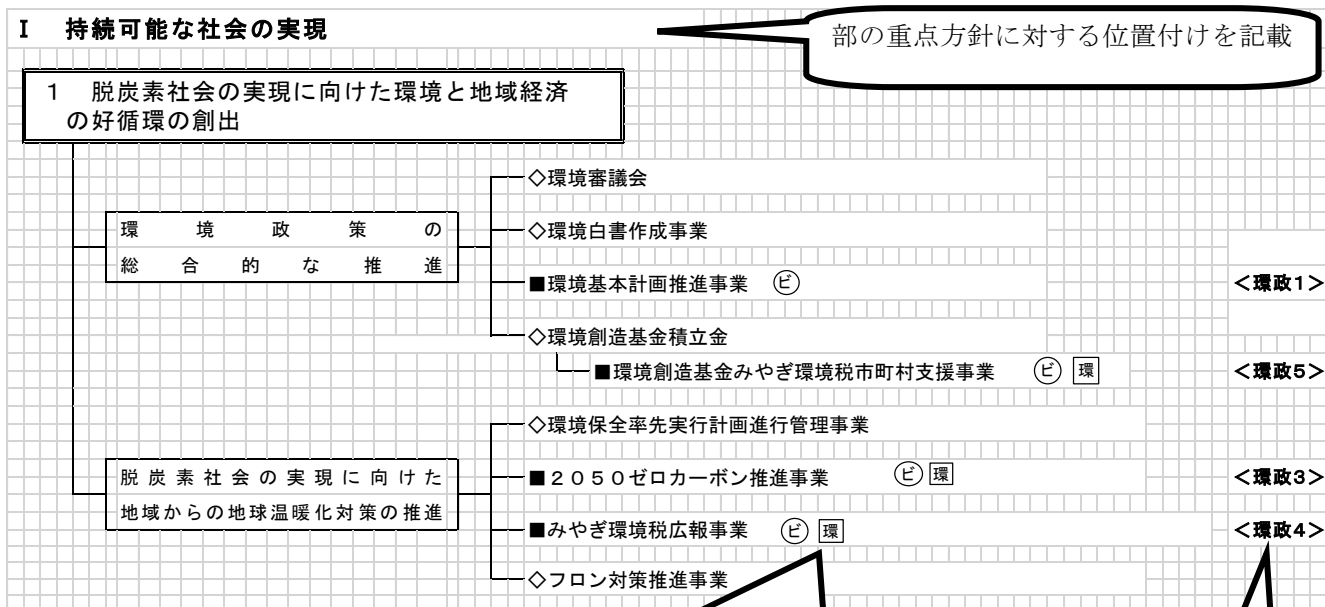


重点方針	施策	事業名	ビジョン	復興	環境税	産廃税	発展税	新規組替	所管課室	掲載頁
I 持続可能な 社会の実現	1 脱炭素社会の実現に向けた環境と地域経済の好循環の創出	環境基本計画推進事業	15						環境政策課	<環政1>
		児童・生徒のための環境教育推進事業 〔環境基本計画推進事業〕	15		○				環境政策課	<環政2>
		県有施設のレジリエンス強化事業	15						環境政策課	<環政3>
		県有施設の脱炭素化推進事業	15					新規	環境政策課	<環政4>
		2050ゼロカーボン推進事業	15		○			組替	環境政策課	<環政5>
		みやぎ環境税広報事業	15		○				環境政策課	<環政6>
		環境創造基金市町村支援事業	15		○				環境政策課	<環政7>
		みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業 〔クリーンエネルギーみやぎ創造事業〕	15		○				環境政策課	<環政8・次工5>
		みやぎ新エネルギー・環境関連産業振興加速化事業〔クリーンエネルギーみやぎ創造事業〕	15		○				環境政策課	<環政9>
		事業者用自家消費型大規模太陽光発電導入等支援事業〔クリーンエネルギーみやぎ創造事業〕	15					組替	環境政策課	<環政10>
		環境産業コーディネーター派遣事業 〔産業廃棄物3R等推進事業〕	15				○		循環型社会推進課	<循社4>
		みやぎ産業廃棄物3R等推進事業 〔産業廃棄物3R等推進事業〕	15				○		循環型社会推進課	<循社5>
		資源循環利用促進事業	15					新規	循環型社会推進課	<循社6>
		2 地域と共生した再生可能エネルギー等の導入及び省エネルギーの促進	スマートエネルギー住宅普及促進事業 〔エコタウン形成促進事業〕	15		○			組替	環境政策課
	J-クレジット導入事業		15		○				環境政策課	<環政12>
	太陽光発電を活用したEV利用モデル等導入促進事業		15		○			組替	環境政策課	<環政13>
	再エネ電力調達マッチング支援事業		15				○	新規	環境政策課	<環政14>
	再生可能エネルギー地域共生推進事業		15		○			新規	次世代エネルギー室	<次工1>
	再生可能エネルギー地域理解促進事業		15		○			新規	次世代エネルギー室	<次工2>
	再生可能エネルギーを活用した地域づくり支援事業〔エコタウン形成促進事業〕		15		○				次世代エネルギー室	<次工3>
	太陽光発電施設巡視等業務								次世代エネルギー室	<次工4>
	みやぎ脱炭素燃料研究会開催事業(再掲・みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業)		15		○				次世代エネルギー室	<環政8・次工5>
	燃料電池自動車導入推進事業 〔水素エネルギー利活用推進費〕		15		○				次世代エネルギー室	<次工6>
	水素エネルギー利活用普及促進事業 〔水素エネルギー利活用推進費〕		15		○				次世代エネルギー室	<次工7>
	水素エネルギー産業創出事業 〔水素エネルギー利活用推進費〕		15				○		次世代エネルギー室	<次工8>
	FC産業用車両普及促進事業 〔水素エネルギー利活用推進費〕		15		○				次世代エネルギー室	<次工9>
	3 循環型社会の形成		循環型社会形成推進事業	15			○			循環型社会推進課
		みやぎの3R普及啓発事業	15			○			循環型社会推進課	<循社2>
		食品ロス削減推進事業	15						循環型社会推進課	<循社3>
		環境産業コーディネーター派遣事業 〔産業廃棄物3R等推進事業〕(再掲)	15			○			循環型社会推進課	<循社4>
		みやぎ産業廃棄物3R等推進事業 〔産業廃棄物3R等推進事業〕(再掲)	15			○			循環型社会推進課	<循社5>
		災害廃棄物対策事業							廃棄物対策課	<廃対1>
		PCB廃棄物適正処理推進事業							廃棄物対策課	<廃対2>
		村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場対策事業							竹の内産廃処分場対策室	<竹対1>
		産業廃棄物最終処分場整備事業					○		新最終処分場整備対策室	<最終処対1>
		4 豊かな自然環境の保全	昭和万葉の森アカマツ林保全事業	16		○				自然保護課
	環境緑化推進事業(百万本植樹事業)		16		○				自然保護課	<自保2>
	生物多様性総合推進事業		16		○				自然保護課	<自保3>

重点方針	施策	事業名	ビジョン	復	環境税	産廃税	発展税	新規 組替	所管課室	掲載 頁
I 持続可能な 社会の実現	4 豊かな自然環境の保全	湿地環境保全・利活用事業	16		○				自然保護課	<自保4>
		蒲生干潟見守り事業	16		○				自然保護課	<自保5>
		希少野生動植物調査及び生息地域情報データベース化事業【野生鳥獣保護管理事業】	16		○				自然保護課	<自保6>
		野生鳥獣保護管理事業	16						自然保護課	<自保7>
		野生鳥獣適正保護管理事業【野生鳥獣保護管理事業】	16	○	○				自然保護課	<自保8>
		野生鳥獣放射能対策事業		○					自然保護課	<自保9>
		野生鳥獣生息状況調査事業【野生鳥獣保護管理事業】	16		○				自然保護課	<自保10>
		野生鳥獣適正管理事業【野生鳥獣保護管理事業】	16		○				自然保護課	<自保11>
		傷病野生鳥獣救護事業	16						自然保護課	<自保12>
		狩猟者確保対策事業	16		○				自然保護課	<自保13>
	森林環境共生育成事業	16		○			新規	自然保護課	<自保14>	
	5 良好な大気・水環境の確保	豊かなみやぎの水循環創造事業【流域水循環計画策定事業】	16		○				環境対策課	<環対1>
		環境影響評価審査事業							環境対策課	<環対2>
	II 安全安心社会の実現	1 犯罪のない安全・安心まちづくりの推進	安全・安心まちづくり推進事業	14					組替	共同参画社会推進課
2 食の安全安心の確保		みやぎ食の安全安心県民総参加運動事業	3						食と暮らしの安全推進課	<食暮1>
		輸入食品等検査対策事業	3						食と暮らしの安全推進課	<食暮2>
		放射性物質検査対策事業		○					食と暮らしの安全推進課	<食暮3>
3 生活衛生対策の推進		動物愛護推進事業	14					組替	食と暮らしの安全推進課	<食暮4>
4 消費生活の安定と向上		消費生活センター機能充実事業【消費生活対策事業】	14						消費生活・文化課	<消文1>
		消費者啓発事業【消費生活対策事業】	14						消費生活・文化課	<消文2>
III 協働共創社会の実現	1 文化芸術の振興	みやぎ県民文化創造の祭典(芸術銀河)開催事業	11						消費生活・文化課	<消文3>
		文化芸術による心の復興支援事業		○					消費生活・文化課	<消文4>
		県民会館・NPOプラザ複合施設整備事業							消費生活・文化課	<消文5>
		県民会館・NPOプラザ複合施設整備等支援事業							消費生活・文化課	<消文6>
	2 男女共同参画の推進	みやぎの女性応援プロジェクト推進事業	10						共同参画社会推進課	<共社2>
		いきいき男女共同参画推進事業	10						共同参画社会推進課	<共社3>
		地域女性活躍推進事業【男女共同参画・女性活躍社会推進事業】	10						共同参画社会推進課	<共社4>
		地域女性活躍推進事業(つながりサポート型)							共同参画社会推進課	<共社9>
	3 NPO活動と県民運動の促進	NPO活動推進事業	10					組替	共同参画社会推進課	<共社5>
		NPO等の絆力を活かした震災復興支援事業		○					共同参画社会推進課	<共社6>
	4 青少年の健全育成の推進	子ども・若者支援体制強化事業	10	○					共同参画社会推進課	<共社7>
		みやぎ若者活躍応援事業	10						共同参画社会推進課	<共社8>
	IV 被災地の復興完了に向けたサポート	放射能被害対策費(福島第一原発事故対応)【海水等放射性物質検査対策事業】			○				環境対策課	<環対3>
放射性物質検査対策事業【再掲】				○				食と暮らしの安全推進課	<食暮3>	
放射性物質汚染廃棄物等処理促進事業【放射性物質汚染廃棄物処理促進事業】				○				放射性物質汚染廃棄物対策室	<放対1>	
放射性物質汚染廃棄物等処理促進事業【除染対策事業】				○				放射性物質汚染廃棄物対策室	<放対2>	
文化芸術による心の復興支援事業【再掲】				○				消費生活・文化課	<消文4>	
NPO等の絆力を活かした震災復興支援事業【再掲】				○				共同参画社会推進課	<共社6>	
子ども・若者支援体制強化事業【再掲】		10	○					共同参画社会推進課	<共社7>	

※事業名が新・宮城の将来ビジョン掲載事業名等と一致しない場合には、〔斜体〕で実施計画掲載事業名を記載しています。

※ 「 施策体系 」 の見方



部の重点方針に対する位置付けを記載

■：主要事業

「新・宮城の将来ビジョン推進事業」または「復興・サポート事業」に該当する事業（一部除く）

◇：上記主要事業以外の事業

Ⓛ

Ⓛ：新・宮城の将来ビジョン推進事業

Ⓜ

Ⓜ：復興・サポート事業

環

環：みやぎ環境税充当事業

産

産：産業廃棄物税充当事業

発

発：発展税充当事業

所属ごとの事業概要
個票の右上に記載の
番号と対応

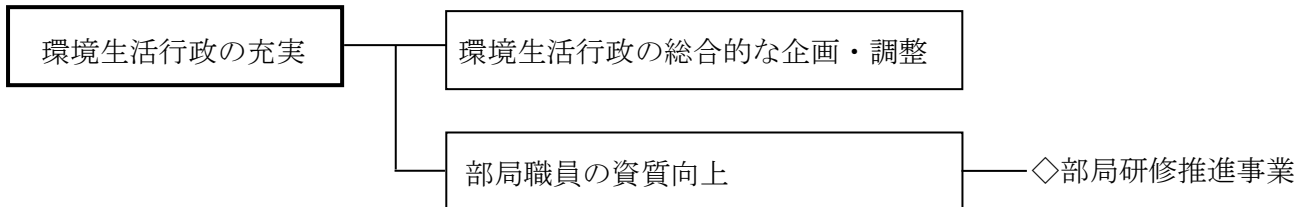
※ 「 主要事業概要 」 の見方

事業名		ビ	○	復	○	環	○	産	発
担当課室・班									
事業主体									
補助・単独の別									
根拠法令									
事業目的									

・「ビ」に「○」のある事業は「新・宮城の将来ビジョン推進事業」です。
・同様に、「復」に「○」があれば「復興・サポート事業」, 「環」にあれば「みやぎ環境税」充当事業です。

環境生活総務課

[施策体系]



[施策の概要]

1 環境生活行政の充実

環境生活行政の総合的な企画・調整及び部内の組織定数・人事関係事務を所掌する。

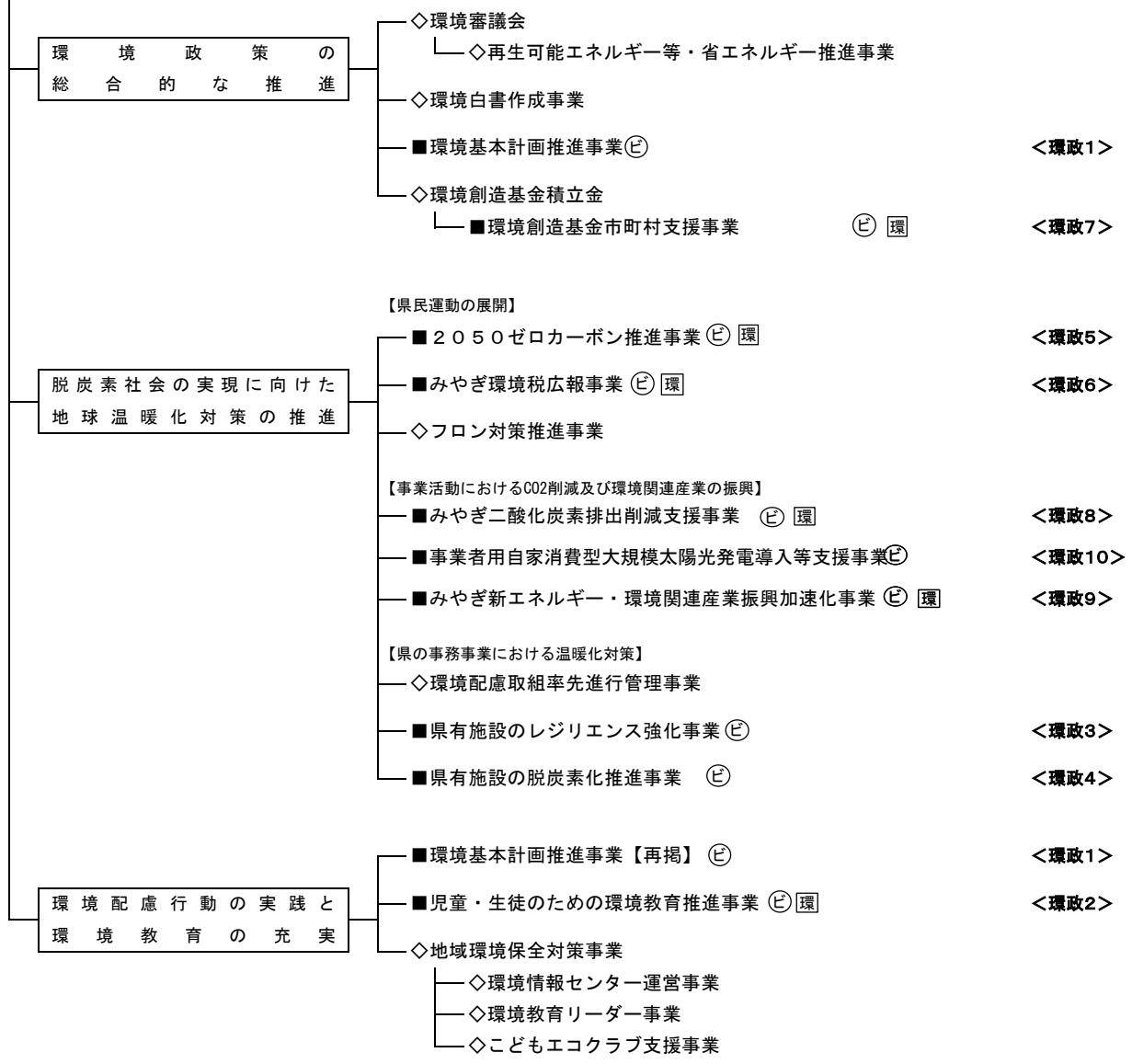
また、環境保全、食品衛生、廃棄物対策などの環境生活行政を推進するためには、複雑・高度化する技術水準に対応した専門的技術・知識が不可欠であることから、これらの技術・知識の習得のため、部局研修を実施する。

環境政策課

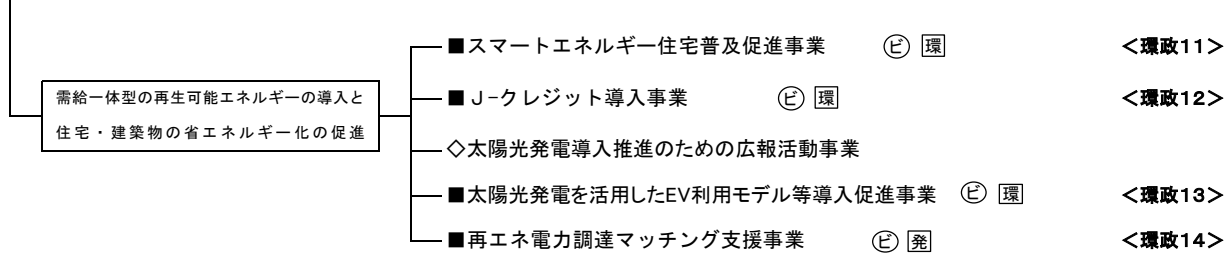
[施策体系]

I 持続可能な社会の実現

1 脱炭素社会の実現に向けた環境と地域経済の好循環の創出



2 地域と共生した再生可能エネルギー等の導入及び省エネルギーの促進



注) ■は主要事業
 (E) 新・宮城の将来ビジョン推進事業
 環) みやぎ環境税充当事業(一部充当事業含む)
 発) 発展税充当事業(一部充当事業含む)

<>は事業概要ページの右上番号

[施策の概要]

1 環境政策の総合的な推進

令和3年3月に策定した「宮城県環境基本計画（第4期）」において、将来像として掲げた「豊かで美しい自然とともに、健やかで快適な暮らしが次世代へ受け継がれる県土」、「持続可能な社会の実現に向けて全ての主体が行動する地域社会」の実現を目指し、各種環境政策を総合的に推進する。あわせて、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」の脱炭素社会の実現に向けた取組を着実に実施するとともに、SDGs（持続可能な開発目標）や「地域循環共生圏」の考え方を踏まえた環境・経済・社会の統合的向上、気候変動の影響による被害を回避・軽減するための適応策の推進に取り組む。

また、新みやぎグリーン戦略プランに掲げた「脱炭素社会の構築に向け、環境に配慮した生活・産業を推進する宮城県」「地球温暖化対策と美しく安全な県土づくりのため、森林を活かし育む宮城県」「気候変動の影響への適応力を備えた、強く柔軟な宮城県」「地域循環共生圏の形成に向け、人と自然環境との輪を守り育てる宮城県」の着実な実現を目指し、喫緊の環境問題へ対応するため、みやぎ環境税を活用した環境施策を推進する。

2 脱炭素社会の実現に向けた地球温暖化対策の推進

(1) 県民運動の展開

令和5年3月に策定した「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略」に基づき、県内の温室効果ガス排出量を削減していくため、みやぎゼロカーボンチャレンジ2050県民会議を中心に、地球温暖化対策や気候変動適応策に関する県民への普及啓発を一層推進するほか、家庭向け省エネ診断やスマホアプリなどを活用しながら県民総ぐるみによる温室効果ガス排出量の削減に向けた実践行動を促進する。

(2) 事業活動におけるCO₂削減及び環境関連産業の振興

環境・経済・社会が融合した、真に豊かな富県宮城の実現に向け、県内事業者が実施する省エネルギーの取組や地域共生・自家消費型太陽光発電等の再生可能エネルギー等の導入のための設備整備や技術開発、環境関連設備・デバイス等の製品開発などの取組に対する助成を通じて、県内の事業活動で生じる温室効果ガス削減を促進するとともに、地域経済を牽引する環境・エネルギー関連産業分野の取組を積極的に支援し、環境関連産業の振興を図る。

また、県内事業者による取組が円滑に行われるよう、環境産業コーディネーターが、省エネルギーの取組や再生可能エネルギー等の導入、環境関連設備の製品開発等の取組に対して必要な情報提供や産産・産学連携等の支援を行う。

(3) 県の事務事業における温暖化対策

県自らの事務事業における温室効果ガスの排出削減目標（2030年度までに2013年度比で51%削減）の達成に向け、県有施設のZEB化・省エネ化や太陽光発電設備の導入等を推進する。

3 環境配慮行動の実践と環境教育の充実

地球温暖化対策など環境配慮に関する優れた取組を行う個人や団体を表彰し、その取組を広く発信することにより、県民や事業者の環境配慮行動の実践を促進するとともに、環境教育については、環境教育基本方針に基づき、出前講座をはじめとする小学生を対象とした取組を引き続き重点的に実施する。

4 需給一体型の再生可能エネルギーの導入と住宅・建築物の省エネルギー化の促進

家庭や事業所等における太陽光発電等による自家消費を促進するため、コストメリット等を踏まえた効果的な周知・広報に取り組むとともに、太陽光発電設備・蓄電池等の導入支

援や太陽光発電と電気自動車（EV）等を組み合わせた導入モデルの推進、スケールメリットを生かした共同購入支援に取り組む。また、地域内におけるエネルギーの地産地消と県内産業の競争力強化を図るため、県有未利用地等を活用した再エネ発電事業と県内需要家とのマッチング支援に取り組む。

さらに、長期ストックとなる住宅・建築物における省エネルギー化を促進するため、高効率設備の導入支援をはじめ、既存住宅の省エネ改修やゼロエネルギー住宅・ビルの普及に取り組む。

主 要 事 業 概 要

<環政1>

事業名	環境基本計画推進事業		ビ	〇	復	環	産	発
担当課室・班	環境政策課 環境計画推進班（内線2663）		R6当初予算額			645千円		
事業主体	県		事業期間	平成9年度～				
補助・単独の別	県単独事業	補助率	—					
根拠法令	環境基本条例							
事業目的	<p>「宮城県環境基本計画（第4期）」（令和3年3月策定）に掲げる将来像「豊かで美しい自然とともに、健やかに快適な暮らしが次世代へ受け継がれる県土」及び「持続可能な社会の実現に向けて全ての主体が行動する地域社会」の実現に向け、環境配慮行動の実践宣言登録・認定制度の運用等を通じ、県民や事業者等の環境配慮行動の実践を推進する。</p>							
事業計画	<p>1 環境基本計画進行管理（109千円） 環境基本計画は、環境基本条例に基づき、本県の良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標並びに県の施策の大綱を定めるものである。また、環境分野の個別計画に基本的方向性を与えるものとして位置付けられており、数値目標や具体的な施策は個別計画において定めている。 令和3年度からは、令和3年3月策定の第4期計画に基づき、令和12年度までの10年間を計画期間として、総合的・計画的に環境政策を推進している。 環境基本計画の進捗状況を管理するため、個別計画の指標等を踏まえた管理指標により、年度ごとに施策の点検評価を行う。</p> <p>2 「みやぎe行動(eco do!)宣言」登録促進事業（536千円） 環境基本計画等に基づき、省エネルギーや3R等の環境配慮行動の実践を宣言する「みやぎe行動(eco do!)宣言」の登録及び実践者への認定を通じて、県民や事業者等の環境配慮行動の実践を推進する。</p>							
資料								

主 要 事 業 概 要

<環政2>

事業名	児童・生徒のための環境教育推進事業 〔環境基本計画推進事業〕		ビ	〇	復	環	〇	産	発
担当課室・班	環境政策課 環境計画推進班（内線2663）		R6当初予算額			2,503千円			
事業主体	県		事業期間		平成28年度～令和7年度				
補助・単独の別	県単独事業	補助率	—						
根拠法令	環境基本条例								
事業目的	<p>「宮城県環境教育基本方針」（平成29年3月策定）に基づき、持続可能な社会の実現に向けて、環境問題を考え、理解し、解決する能力を身につけた人材を育成するため、県内の児童・生徒等を対象として、NPO・学校・行政等の協働で質の高い環境教育の機会を提供する体制を確保する。</p>								
事業計画	<p>1 小学生向け環境教育の実施 (1) こども環境教育出前講座（1,473千円） 特に学校での環境教育に対し、資質のあると認められる講師を小学校に派遣し、環境教育に関する出前講座を実施することにより、質の高い環境教育の機会を提供し、将来世代の環境問題を考え、理解し、解決する人材の育成を推進する。 (2) みやぎ環境教育支援プログラム活用講座（320千円） 地域の資源を生かした環境教育体験活動を通じ、環境問題に対し、自ら考え、理解し、解決する能力を身につけた人材を育成するため、県内の小学校において、主に学校外で開催する環境教育支援プログラムを実施する。</p> <p>2 環境教育プログラム集の作成（480千円） NPO等の環境教育プログラムをまとめた冊子を作成して小学校に配布し、小学校での環境教育の実践を推進する。</p> <p>3 教職員のための環境教育推進研修の実施（230千円） 小学校の教職員を対象に、環境教育をテーマにした研修への派遣等を行う。</p>								
資料									

主 要 事 業 概 要

<環政3>

事業名	県有施設のレジリエンス強化事業		ビ	〇	復	環	産	発
担当課室・班	環境政策課 環境計画推進班 (内線2663)		R6当初予算額			1,030,623千円		
事業主体	県		事業期間		令和5年度～令和6年度			
補助・単独の別	国補助事業、県単独事業		補助率		1/2、10/10			
根拠法令	—							
事業目的	地震や大雨など昨今の災害リスクの増大に対し、災害・停電時に県有施設にエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等を導入することにより、県有施設のレジリエンス強化と脱炭素化を同時に実現するもの。							
事業計画	<p>災害に対するレジリエンスの強化が必要な施設に対し、太陽光発電設備、蓄電池及び電動車充電設備を導入する。</p> <p>1 対象施設 避難所指定施設や災害対応業務の重要性が高い施設</p> <p>2 スケジュール 設計 令和5年4月～令和5年12月 工事 令和6年1月～令和7年3月</p> <p>平常時は発電した電力を施設で利用</p> <p>災害(停電)時は太陽光発電と蓄電池等により当面の業務継続性を確保</p>							
資料								

主 要 事 業 概 要

<環政4>

事業名	県有施設の脱炭素化推進事業		ビ	○	復	環	産	発
担当課室・班	環境政策課 環境計画推進班 (内線2663)		R6当初予算額			35,000千円		
事業主体	県		事業期間		令和6年度			
補助・単独の別	国補助事業、県単独事業		補助率		10/10			
根拠法令	—							
事業目的	<p>「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略」で掲げる、事務事業における温室効果ガスの排出削減目標（2030年度までに2013年度比で51%削減）の達成に向け、県有施設の脱炭素化を推進するため、省エネ・再エネの取組を優先的に実施する施設の選定や最適な導入規模、手法について検討を行うもの。</p>							
事業計画	<p>1 県有施設への太陽光発電設備等導入調査 (30,000千円) 民間事業者が提供するサービス（PPA、自己託送、リース）の導入可能性を調査し、その結果を踏まえ、県が保有する施設及び土地における自家消費型太陽光発電設備等の導入計画を策定するもの。</p> <p>2 県有施設のZEB化等に向けた指針の策定 (5,000千円) 令和5年度に実施した「既存施設 ZEB 化可能性調査 (※)」の結果や各施設のエネルギー利用状況等を踏まえ、ZEB 化や設備更新等の対策を優先的に実施する施設の分類を行い、県有施設のZEB 化・省エネ化等の指針を策定するもの。</p> <p>※既存施設 ZEB 化可能性調査 専門家による試験研究機関や学校施設などにおける省エネ設備の導入や断熱改修などのZEB化対策とコスト試算の調査。</p>							
資料								

主 要 事 業 概 要

<環政5>

事業名	2050ゼロカーボン推進事業		ビ	〇	復	環	〇	産	発
担当課室・班	環境政策課 みやぎゼロカーボン推進班 (内線2661)		R6当初予算額			33,900千円			
事業主体	県		事業期間		令和3年度～令和7年度				
補助・単独の別	県単独事業	補助率	-						
根拠法令	地球温暖化対策の推進に関する法律、気候変動適応法								
事業目的	<p>「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」に向け、主に民生・家庭部門からの温室効果ガス排出削減に向けた普及啓発を継続して行うとともに、新地球温暖化県民会議（みやぎゼロカーボン2050県民会議）を設置し、この協議会をプラットフォームとして各種広報を強力に展開、脱炭素社会実現に向けた機運の醸成を図る。</p>								
事業計画	<ol style="list-style-type: none"> 1 地球温暖化防止活動推進事業（890千円） 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について住民の理解を深める取組等を行う地球温暖化防止活動推進員を委嘱し、その活動を支援する。 2 うちエコ診断事業（2,400千円） 家庭部門からの温室効果ガスの排出削減を図るため、「うちエコ診断」の実施を推進し、省エネ行動の気づきの場を提供する。 3 ゼロカーボン普及啓発事業（15,709千円） 県内の温室効果ガスの排出抑制対策の推進を官民一体となって推進するために、県民への普及啓発を進めるポータルサイトの機能を拡充し、県民会議の会員拡大を図るとともに、表彰や各種イベント等の普及啓発事業との連携を強化し、一体的な取組を推進することで脱炭素社会の実現に向けた県民運動・ムーブメントをより一層推進する。 4 環境配慮行動促進アプリ運営事業（14,743千円） レジ袋の辞退等、県民の身近な環境配慮行動に対しポイントを付与し、一定のポイントで景品が当たる抽選に参加できるスマホアプリ「eco チャレンジみやぎ」の運営を行う。 5 地方公共団体実行計画（区域施策編）事業（140千円） 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）である、みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略の進行管理のため、温室効果ガス（GHG）の排出量の算定等を実施する。 								
資料									

主 要 事 業 概 要

<環政6>

事業名	みやぎ環境税広報事業		ビ	〇	復	環	〇	産	発
担当課室・班	環境政策課 みやぎゼロカーボン推進班 (内線2661)		R6当初予算額			4,898千円			
事業主体	県		事業期間	平成24年度～令和7年度					
補助・単独の別	県単独事業	補助率	—						
根拠法令	—								
事業目的	みやぎ環境税を活用した施策・事業等について、県民への周知・啓発を図るため、県政だよりを活用し、積極的に広報を行う。								
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ みやぎ県政だよりを活用し、みやぎ環境税を周知するとともに、活用事業について積極的に広報を実施する。(年2回) ○ みやぎ環境税を活用し実施している事業の目的や内容、税の仕組み等について、周知を図る。 ○ 広報を通じて、県民に対し環境に配慮したライフスタイルの定着に向けた普及啓発を図り、地球温暖化の防止や生物多様性の確保といった事業目的について県民の理解を得る。 								
資料									

主 要 事 業 概 要

<環政7>

事業名	環境創造基金市町村支援事業		ビ	〇	復	環	〇	産	発
担当課室・班	環境政策課 みやぎゼロカーボン推進班 (内線2661)		R6当初予算額			320,099千円			
事業主体	県		事業期間	平成23年度～令和7年度					
補助・単独の別	県単独事業	補助率	—						
根拠法令	環境創造基金条例								
事業目的	<p>宮城の豊かな環境を守り将来に引き継いでいくためには、地球温暖化などの直面する課題に的確に対応し、環境の保全のための施策を積極的に展開する必要がある。このため、「みやぎ環境税」（県民税均等割の上乗せ課税）を活用して市町村が地域の実情に応じて実施する喫緊の環境課題解決に向けた取組を支援する。</p>								
事業計画	<p>均等割配分と人口割配分からなる一定額を、「みやぎ環境交付金」として各市町村へ交付し、地域で実施する喫緊の環境課題解決に向けた取組を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ メニュー選択型事業の実施（290,000千円） 脱炭素社会構築に向けた再生可能エネルギーの導入促進や省エネルギー対策、県民参加型の自然環境保全活動支援、有害鳥獣への対策など、下記に示す7つの事業メニュー分類に該当する取組について、市町村が地域の実情に応じて喫緊の環境課題解決に向けて実施する事業を支援する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 公共施設等におけるCO₂削減対策 ② 照明のLED化 ③ 自然・海洋環境保全 ④ 野生鳥獣対策 ⑤ 環境緑化 ⑥ 再エネ・省エネ機器導入支援 ⑦ 気候変動の影響への適応 ○ 提案型事業の実施（30,000千円） 上限額 10,000千円／事業・年 メニュー選択型事業の複合的な取組、NPO等との連携・協働による取組、震災復興における環境に関する取組など、市町村が創意工夫して行う地域課題解決に向けた事業を支援する。 ○ 市町村支援事業管理費（99千円） 市町村が実施する事業に対する指導・管理を行う。 								
資料									

主 要 事 業 概 要

<環政8・次エ5>

事業名	みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業 〔クリーンエネルギーみやぎ創造事業〕		ビ	〇	復	環	〇	産	発
担当課室・班	環境政策課 省エネ・再エネ推進班 (内線2664)	R 6 当初予算額	3 0 6 , 0 0 0 千円						
事業主体	県	事業期間	令和3年度～令和7年度						
補助・単独の別	県単独事業	補助率	—						
根拠法令	宮城県地域と共生する再生可能エネルギー等・省エネルギー促進条例								
事業目的	県内の事業活動における二酸化炭素の排出削減及び環境関連産業の振興を図り、脱炭素社会の構築を推進する。								
事業計画	<p>1 みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業 (278,856千円)</p> <p>(1) 設備整備事業に対する助成(補助金 270,000千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> 概要: 県内の事業所の高効率設備、再エネ設備の整備に要する経費の一部を補助する。 補助対象者: 県内事業者 対象事業: 既存設備を高効率設備へ更新、又は、再エネ設備を新設する設備整備事業 補助率: 1/2以内、1/3以内 補助上限額: 20,000千円 10,000千円 5,000千円 <p>(2) 研究開発等事業に対する助成(補助金 8,121千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> 概要: 県内の再エネ等の利活用に資する研究開発等の取組に要する経費の一部を補助する。 補助対象者: 県内事業者 対象事業: 再エネの活用等、県内の環境負荷の低減に資する実証事業、技術開発等事業 補助率: 1/2以内 補助上限額: 5,000千円/年 <p>2 環境産業コーディネーター派遣事業(再エネ・省エネ担当)(16,624千円)</p> <p>民間企業等においてエネルギー管理等の実務経験を有する者を「環境産業コーディネーター」(会計年度任用職員)として任用し、事業活動における二酸化炭素排出削減の取組を支援するため、県内企業等に派遣する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 任用人数: 3人 任期: 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間 主な活動内容: 個別企業の二酸化炭素排出削減の取組の支援活動 等 <p>3 みやぎ脱炭素燃料研究会開催事業費(10,325千円)(一部、次世代エネルギー室)</p> <p>産学官連携により、脱炭素燃料の利活用等を目的とした社会実装モデルの構築を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究会開催費(325千円) 研究開発等事業への補助金(補助金 10,000千円) 補助率: 2/3以内 補助上限額: 10,000千円 <p>4 環境関連産業の集積促進及び振興事務(195千円)</p> <p>県内外のクリーンエネルギー関連企業等への訪問、情報収集及び誘致活動を行う。</p>								
資料									

主 要 事 業 概 要

<環政9>

事業名	みやぎ新エネルギー・環境関連産業振興加速化事業 〔クリーンエネルギーみやぎ創造事業〕		ビ	〇	復	環	〇	産	発
担当課室・班	環境政策課 省エネ・再エネ推進班（内線2664）		R 6 当初予算額			29,526千円			
事業主体	県		事業期間	令和3年度～令和7年度					
補助・単独の別	国庫補助事業、県単独事業	補助率	1/2						
根拠法令	まち・ひと・しごと創生法								
事業目的	環境関連産業分野における付加価値や取引量の増大及び雇用の創出を促進し、環境負荷の低減と地域経済の発展の両立した社会の構築を推進する。								
事業計画	<p>1 宮城県新エネルギー等環境関連設備開発支援事業 製品開発事業に対する助成（補助金 29,500千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助対象者：県内事業者 対象事業：①地域未来投資促進法基本計画型 補助事業完了後3年以内に宮城県環境・エネルギー関連産業基本計画に基づく地域経済牽引事業計画の策定が見込まれる、産学連携による環境関連の設備、デバイス等の開発 ②開発着手型 環境関連の設備、デバイス等の製品化に向けて実施する設計、試作開発等 補助率：①1/2以内 ②10/10以内 補助上限額：①17,000千円 ②2,500千円 								
資料									

主 要 事 業 概 要

<環政10>

事業名	事業者用自家消費型大規模太陽光発電導入等支援事業 〔クリーンエネルギーみやぎ創造事業〕		ビ	〇	復		環	産	発
担当課室・班	環境政策課 省エネ・再エネ推進班 (内線2664)		R6当初予算額			220,000千円			
事業主体	県		事業期間		令和4年度～				
補助・単独の別	国庫補助事業	補助率	10/10						
根拠法令	宮城県地域と共生する再生可能エネルギー等・省エネルギー促進条例								
事業目的	県内産業の脱炭素化とエネルギーコストの削減による競争力強化に向け、県内事業所における自家消費型大規模太陽光発電設備等の導入に要する経費の補助を行うもの。								
事業計画	<p>1 事業者用自家消費型大規模太陽光発電導入支援事業</p> <p>県内事業所において、屋根や敷地等に一定規模（出力500kW）以上の自家消費型大規模太陽光発電設備等を導入するのに要する経費の一部を補助する。（補助金220,000千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業：県内事業所が自家消費型太陽光発電設備（出力500kW以上）の導入を行う事業（売電を目的とした事業は対象外） ・対象経費：工事費、設備費、業務費、事務費 ・補助率等：太陽光発電設備 出力1kW当たり5万円 自営線 2/3以内 								
資料									

主 要 事 業 概 要

<環政11>

事業名	スマートエネルギー住宅普及促進事業 〔エコタウン形成促進事業〕		ビ	〇	復	環	〇	産	発																																																																																																																																																																																						
担当課室・班	環境政策課省エネ・再エネ推進班（内線2664）		R6当初予算額			331,000千円																																																																																																																																																																																									
事業主体	県、県民		事業期間	平成23年度～令和7年度																																																																																																																																																																																											
補助・単独の別	県単独事業、国庫補助	補助率	10/10																																																																																																																																																																																												
根拠法令	宮城県地域と共生する再生可能エネルギー等・省エネルギー促進条例																																																																																																																																																																																														
事業目的	高止まりする家庭部門のCO ₂ 排出量を削減するとともに、特に震災後において、災害時でもエネルギーを確保できる自立・分散型システムの普及が重要な課題となっていることから、住まいにおける消費エネルギー量をできるだけ減らすとともに、必要なエネルギーを再生可能エネルギー等で賄うことで、環境負荷が少なく、災害時にも電気や熱を確保できる住まいの普及を促進する。																																																																																																																																																																																														
事業計画	<p>1 スマートエネルギー住宅設備等への補助（327,884千円） 環境負荷が少なく、かつ災害時にも電気や熱を確保できる住まいの普及を図るため、太陽光発電システムや蓄電池等の再エネ・省エネ設備の導入、既存住宅の省エネルギー改修工事、又は大幅な省エネルギーと再生可能エネルギーの導入により年間一次エネルギー消費量の収支がゼロとなる「みやぎゼロエネルギー住宅」の新築等を行う県民に対し、導入費用の一部を補助するもの。</p> <p>（1）事業費（298,240千円） ① 太陽光発電システム（蓄エネ設備併設タイプ） ② 地中熱ヒートポンプシステム ③ 電気自動車(EV)・プラグインハイブリッド自動車(PHV) ※PV・V2H必須 ④ 蓄電池 ⑤ 住宅用外部給電機器(V2H) ⑥ エネファーム ⑦ 既存住宅省エネルギー改修 ⑧ みやぎゼロエネルギー住宅 ⑨ 次世代みやぎゼロエネルギー住宅（地域型） ※HEAT20 G3相当のZEHを中小規模の地元工務店が施工した場合に補助</p> <p>（2）事務費（29,644千円）</p> <p>2 広報事業（3,116千円） スマエネ住宅の認知度向上のためのイベント開催等を行うもの。</p>																																																																																																																																																																																														
資料	<p>○補助実績（旧・住宅用太陽光発電普及促進事業補助金を含む）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>太陽光</td> <td>1,035</td> <td>3,165</td> <td>5,166</td> <td>4,792</td> <td>3,376</td> <td>2,973</td> <td>2,349</td> <td>2,177</td> <td>2,281</td> <td>1,709</td> <td>1,721</td> <td>1,849</td> <td>1,090</td> </tr> <tr> <td>太陽光ZEH型</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>141</td> <td>99</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>地中熱ヒートポンプシステム</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>EV・PHV</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>蓄電池</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>126</td> <td>589</td> <td>841</td> <td>1,357</td> <td>1,723</td> <td>1,658</td> <td>1,704</td> <td>1,910</td> </tr> <tr> <td>住宅用外部給電機器</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>11</td> <td>17</td> <td>37</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>エネファーム</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>116</td> <td>148</td> <td>105</td> <td>128</td> <td>177</td> <td>167</td> <td>194</td> <td>190</td> </tr> <tr> <td>HEMS</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>122</td> <td>370</td> <td>537</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>省エネ改修</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>141</td> <td>234</td> <td>226</td> <td>224</td> <td>438</td> <td>451</td> <td>492</td> <td>654</td> <td>839</td> <td>850</td> </tr> <tr> <td>みやぎゼロエネ住宅</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td>ZEH</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>69</td> <td>130</td> <td>26</td> <td>69</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,035</td> <td>3,165</td> <td>5,166</td> <td>4,933</td> <td>3,610</td> <td>3,510</td> <td>3,562</td> <td>3,957</td> <td>4,825</td> <td>4,253</td> <td>4,316</td> <td>4,708</td> <td>4,311</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※R5は想定件数</p>									項目	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5※	太陽光	1,035	3,165	5,166	4,792	3,376	2,973	2,349	2,177	2,281	1,709	1,721	1,849	1,090	太陽光ZEH型	—	—	—	—	—	—	—	—	—	141	99	—	—	地中熱ヒートポンプシステム	—	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0	1	EV・PHV	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	90	蓄電池	—	—	—	—	—	126	589	841	1,357	1,723	1,658	1,704	1,910	住宅用外部給電機器	—	—	—	—	—	—	—	0	2	11	17	37	90	エネファーム	—	—	—	—	—	116	148	105	128	177	167	194	190	HEMS	—	—	—	—	—	—	122	370	537	—	—	—	—	省エネ改修	—	—	—	141	234	226	224	438	451	492	654	839	850	みやぎゼロエネ住宅	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	85	ZEH	—	—	—	—	—	69	130	26	69	—	—	—	—	合計	1,035	3,165	5,166	4,933	3,610	3,510	3,562	3,957	4,825	4,253	4,316	4,708	4,311
項目	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5※																																																																																																																																																																																		
太陽光	1,035	3,165	5,166	4,792	3,376	2,973	2,349	2,177	2,281	1,709	1,721	1,849	1,090																																																																																																																																																																																		
太陽光ZEH型	—	—	—	—	—	—	—	—	—	141	99	—	—																																																																																																																																																																																		
地中熱ヒートポンプシステム	—	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0	1																																																																																																																																																																																		
EV・PHV	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	90																																																																																																																																																																																		
蓄電池	—	—	—	—	—	126	589	841	1,357	1,723	1,658	1,704	1,910																																																																																																																																																																																		
住宅用外部給電機器	—	—	—	—	—	—	—	0	2	11	17	37	90																																																																																																																																																																																		
エネファーム	—	—	—	—	—	116	148	105	128	177	167	194	190																																																																																																																																																																																		
HEMS	—	—	—	—	—	—	122	370	537	—	—	—	—																																																																																																																																																																																		
省エネ改修	—	—	—	141	234	226	224	438	451	492	654	839	850																																																																																																																																																																																		
みやぎゼロエネ住宅	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	85																																																																																																																																																																																		
ZEH	—	—	—	—	—	69	130	26	69	—	—	—	—																																																																																																																																																																																		
合計	1,035	3,165	5,166	4,933	3,610	3,510	3,562	3,957	4,825	4,253	4,316	4,708	4,311																																																																																																																																																																																		

主 要 事 業 概 要

<環政12>

事業名	J-クレジット導入事業	ビ	〇	復	環	〇	産	発
担当課室・班	環境政策課省エネ・再エネ推進班(内線2664)	R6当初予算額			886千円			
事業主体	県	事業期間		令和元年度～令和7年度				
補助・単独の別	県単独事業	補助率	-					
根拠法令	宮城県地域と共生する再生可能エネルギー等・省エネルギー促進条例							

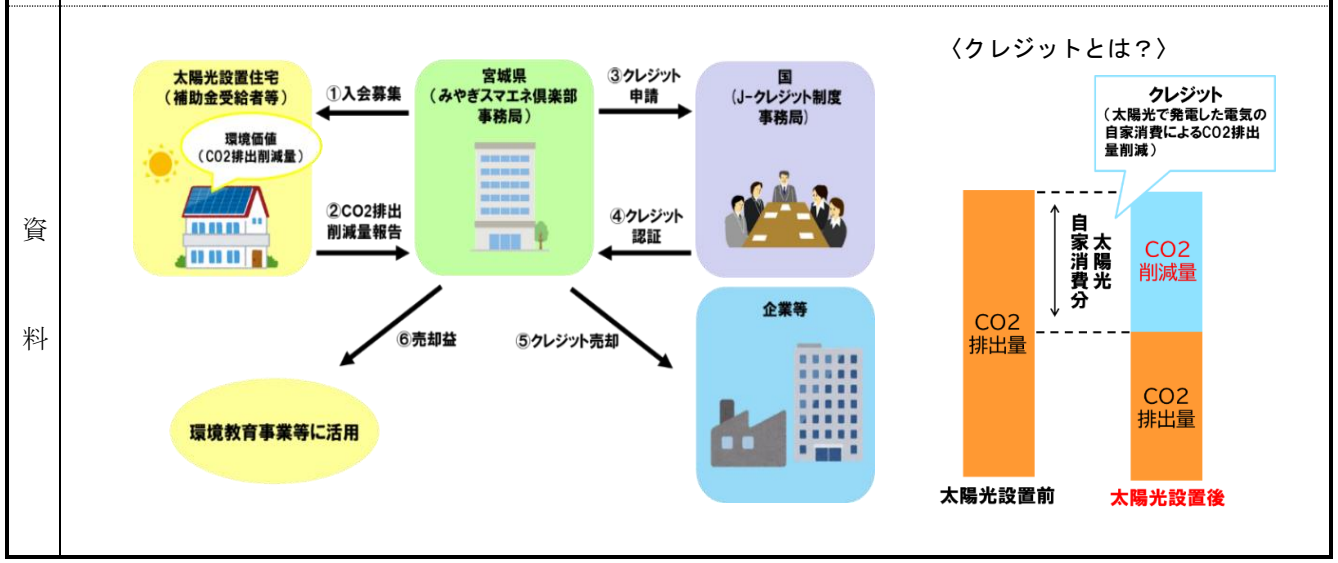
事業目的

FIT制度導入以降、太陽光発電を中心に再生可能エネルギーの導入が進展する中、住宅用太陽光発電については、令和元年11月から順次買取期間が終了するなど、取り巻く環境が変化してきており、今後、自家消費型への転換が想定されている。

こうした状況を踏まえ、国が温室効果ガス排出削減量(=環境価値)をクレジットとして認証する「J-クレジット制度」を活用し、環境価値を見える化する事で、県民等が意識的に自家消費に取り組むことができる仕組みの構築・運営を行う。

また、環境価値の活用方法として、国から認証を受けたクレジットを企業等へ売却し、その売却益を再生可能エネルギーの理解醸成をはじめとした環境教育事業などに取り組むことで、県民の環境意識の向上を図る。

- 事業計画**
- みやぎスマエネ倶楽部運営管理業務委託(615千円)
 - 令和元年度にJ-クレジット制度として認定を受けた「みやぎスマエネ倶楽部」への参加者の募集を行うとともに、会員情報のとりまとめを行い、環境価値のクレジット化を図るもの。
 - 会員数8,719人(R6.2.15現在)
 - J-クレジットプロジェクト計画変更妥当性審査(271千円)
 - 本県のJ-クレジットプロジェクト計画書の内容変更に係る審査を受審するもの。



主 要 事 業 概 要

<環政13>

事業名	太陽光発電を活用したEV利用モデル等導入促進事業	ビ	〇	復	環	〇	産	発
担当課室・班	環境政策課省エネ・再エネ推進班（内線2664）	R6当初予算額			57,000千円			
事業主体	県	事業期間	令和3年度～令和7年度					
補助・単独の別	国庫補助事業、県単独事業	補助率	10/10					
根拠法令	宮城県地域と共生する再生可能エネルギー等・省エネルギー促進条例							
事業目的	<p>近年、再生可能エネルギーの導入に当たっては、FIT制度による買取単価の低下や燃料価格の高騰による電気料金の上昇、脱炭素化に向けた動きの拡大などにより、従来の売電モデルから、自家消費を含めた「需給一体型」の再エネ活用モデルへと導入ニーズが大きく変化してきている。</p> <p>その中でも、太陽光発電については、近年、電気自動車（EV）との組み合わせや、第三者所有による導入方法が注目されていることから、このような新たな導入に取り組む事業者を支援することで、再生可能エネルギーの更なる促進を図る。</p>							
事業計画	<p>1 太陽光発電を活用したEV利用モデル導入支援事業（42,000千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象事業者：太陽光発電を活用したEV利用モデルを構築する事業者等。（市町村及び一部事務組合含む） ・対象経費 設備費（太陽光発電設備、EV・PHEV、V2H等）、設計費、工事費等 <p>（1）通常</p> <p>補助率 1/2</p> <p>上限額 合計350万円</p> <p style="margin-left: 40px;">太陽光発電設備 250万円</p> <p style="margin-left: 80px;">EV 50万円/台 PHEV 25万円/台</p> <p style="margin-left: 80px;">V2H 50万円/台</p> <p>（2）特別加算</p> <p>補助率 太陽光発電設備 5万円/kW</p> <p style="margin-left: 40px;">蓄電池 1/3</p> <p style="margin-left: 40px;">EMS 2/3</p> <p>上限額 合計350万円</p> <p>2 第三者所有モデル太陽光発電導入支援事業（15,000千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象事業者：第三者所有モデルを構築する事業者等（市町村及び一部事務組合含む） ・対象経費 設備費（太陽光発電設備、蓄電池）、設計費、工事費等 ・補助額 太陽光発電設備 1kWあたり5万円 <li style="margin-left: 20px;">蓄電池 1kWhあたり6万円 ・上限額 1,500万円（太陽光発電設備、蓄電池を含む） ・その他 第三者所有モデルについては、オンサイトPPAモデル又はファイナンスリース等による導入を想定 							
資料								

主 要 事 業 概 要

<環政14>

事業名	再エネ電力調達マッチング支援事業		ビ	〇	復	環	産	発	〇
担当課室・班	環境政策課省エネ・再エネ推進班（内線2664）		R6当初予算額		9,600千円				
事業主体	県		事業期間	令和5年度～令和7年度					
補助・単独の別	県単独事業	補助率	—						
根拠法令	宮城県地域と共生する再生可能エネルギー等・省エネルギー促進条例								
事業目的	ものづくり産業など、サプライチェーン全体で脱炭素化が求められる状況となっていることから、県内産業における再エネ電力需要と、県有未利用地等を活用して行われる再エネ発電事業をマッチングするための支援体制を構築し、県内で生み出される再エネを最大限活用し、県内経済の脱炭素化・競争力強化を図るもの。								
事業計画	<p>再エネ発電事業に適した未利用地の掘り起こしや、需要家となり得る県内事業者の調査、公募スキームの検討など、専門的な知見を有する民間事業者への業務委託により、マッチング体制の構築に取り組む。</p> <p>（主な業務内容（案））</p> <ul style="list-style-type: none"> ○再エネ需要調査（事業者へのヒアリング・アンケートなど） ○公募の実施方針・選定要領等の検討 ○未利用地等の掘り起こし（再エネ発電事業に適した未利用地等の調査など） ○事業者選定支援（公募型プロポーザルの実施、電力小売・発電事業者、需要家等への広報など） ○賃貸借契約支援 								
資料									

次世代エネルギー室

[施策体系]

I 持続可能な社会の実現

地域と共生した再生可能エネルギー等の導入及び省エネルギーの推進

地域と共生した再生可能エネルギーの導入

- 再生可能エネルギー地域共生推進事業 (ビ) <次工1>
- 再生可能エネルギー地域理解促進事業 (ビ) (環) <次工2>
- 再生可能エネルギーを活用した地域づくり支援事業 (ビ) (環) <次工3>
- 太陽光発電施設巡視等業務 <次工4>

脱炭素燃料等の導入

- みやぎ脱炭素燃料研究会開催事業 (再掲; みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業) (ビ) (環) <環政8・次工5>
- 燃料電池自動車導入推進事業 (ビ) (環) <次工6>
- 水素エネルギー利活用普及促進事業 (ビ) (環) <次工7>
- 水素エネルギー産業創出事業 (ビ) (発) <次工8>
- FC産業用車両普及促進事業 (ビ) (環) <次工9>

注) ■は主要事業

(ビ) 新・宮城の将来ビジョン推進事業

(復) 復興・サポート事業

(環) みやぎ環境税充当事業(一部充当事業含む)

(発) 発展税充当事業

<>は事業概要ページの
右上番号に対応

[施策の概要]

1 地域と共生した再生可能エネルギーの導入

「再生可能エネルギー地域共生促進税」の導入（令和6年4月1日）にあたり、広く周知に努めるとともに、地域との合意形成等に向けた協議会の開催支援を行うほか、県民や事業者等を対象としに再生可能エネルギー発電施設の見学会や先進・優良事例を紹介するセミナー等を開催する。

また、地域に根差し、地域特性を踏まえた再生可能エネルギー導入を促進するため、地域資源を活用した再生可能エネルギー等によるまちづくりに取り組む団体を支援する。

さらに、「太陽光発電施設の設置等に関する条例」の着実な運用を図るため、太陽光発電施設の巡視等を行い、施設の適正な設置・管理を促す。

2 脱炭素燃料等の導入

次世代エネルギーとしての重要性が増す水素等の更なる利活用を促進するため、運輸分野では、燃料電池車（FCV）の導入補助や燃料電池（FC）バス・タクシーの運行支援を行うとともに、EVよりも航続距離や充填時間で優位性がある特性を踏まえ、FC商用車の導入促進に取り組む。

また、産業・家庭分野では、将来の水素関連産業の創出に向けて、産学官連携によるセミナーを開催するほか、水素エネルギー体験イベントなどを通じて、県民への更なる普及・啓発を図る。

主 要 事 業 概 要

<次エ1>

事業名	再生可能エネルギー地域共生推進事業	ビ	〇	復		環	産	発	
担当課室・班	次世代エネルギー室地域共生推進班（内線2332）	R6当初予算額			7,400千円				
事業主体	県、市町村、民間事業者	事業期間	令和6年度～令和8年度						
補助・単独の別	県単独事業	補助率	—						
根拠法令	宮城県地域と共生する再生可能エネルギー等・省エネルギー促進条例 再生可能エネルギー地域共生促進税条例								
事業目的	再生可能エネルギー地域共生促進税条例の施行等を踏まえ、同税の周知や同税が非課税となる地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進事業等の認定支援などを通じて、地域と共生した再生可能エネルギー発電事業の推進を図る。								
事業計画	<p>1 税制度・ガイドライン・地域共生事例に係る説明会の実施等【1,897千円】 「再生可能エネルギー地域共生促進税」及び「地球温暖化対策推進法に基づく「促進区域」、「地域脱炭素化促進事業」の認定等に係るガイドライン」の内容並びに地域と共生した再生可能エネルギー発電事業の構築についての説明会を実施する。</p> <p>2 再生可能エネルギー地域共生促進税及び地域共生事例等の広報【3,103千円】 広報用チラシの作成や、業界紙及びマスメディア等を活用した広報を行う。</p> <p>3 促進事業等認定支援補助事業【2,400千円】 再生可能エネルギー発電事業に関する地域の合意形成等に向けた協議会を開催する場合に必要な経費の一部を補助する。 ・補助率：10/10（市町村向け）、1/2（事業者向け） ・補助上限：1,200千円（市町村向け）、600千円（事業者向け）</p>								
資料									

主 要 事 業 概 要

<次工2>

事業名	再生可能エネルギー地域理解促進事業	ビ	〇	復	環	〇	産	発
担当課室・班	次世代エネルギー室地域共生推進班（内線2332）	R6当初予算額			10,000千円			
事業主体	県	事業期間	令和6年度～令和8年度					
補助・単独の別	県単独事業	補助率	—					
根拠法令	宮城県地域と共生する再生可能エネルギー等・省エネルギー促進条例							
事業目的	地域住民に対し再生可能エネルギーの必要性や導入のメリット等を説明することで、地域と共生した再生可能エネルギー発電事業を構築するにあたっての、円滑な議論を促進し、地域における再生可能エネルギー導入の機運醸成を図る。							
事業計画画	<p>下記のイベントの運営等について委託するもの。【10,000千円】</p> <p>(1) (小学生親子向け) 再生可能エネルギー体験イベント 県内の風力発電設備・バイオマス発電設備等の見学を行い、地球温暖化や再生可能エネルギーについて学ぶとともに、小型の風力やバイオマスの発電機等の実験機材を活用し、再生可能エネルギーを「体験」するイベントを開催する。</p> <p>(2) (地域プレイヤー向け) 再生可能エネルギーバスツアー 近県の地域と共生した再生可能エネルギー導入が進んでいる地域を訪問し、再生可能エネルギー発電設備の見学や、発電事業者によりもたらされるメリット、地域貢献策について説明を受けるバスツアーを開催する。</p> <p>(3) 関連広報 (1)の様子を撮影した映像等によりマスメディアを活用した広報を行う。</p>							
資料								

主 要 事 業 概 要

<次工3>

事業名	再生可能エネルギーを活用した地域づくり支援事業 〔エコタウン形成促進事業〕						ビ	〇	復	環	〇	産	発																																											
担当課室・班	次世代エネルギー室地域共生推進班（内線2332）						R6当初予算額			14,300千円																																														
事業主体	県、市町村、民間事業者						事業期間		平成26年度～令和7年度																																															
補助・単独の別	県単独事業						補助率		—																																															
根拠法令	宮城県地域と共生する再生可能エネルギー等・省エネルギー促進条例																																																							
事業目的	CO ₂ 排出量の削減などの環境効果とあわせて、地域に根差し、地域特性を踏まえた、地域貢献効果の高い再生可能エネルギー等の導入によるエコタウンの形成を促進するため、再生可能エネルギーやエネルギーマネジメントを活用し、地域の課題を解決する事業の立ち上げに対する段階的な支援や、市町村職員のスキルアップ等を図る。																																																							
事業計画	<p>1 エコタウン形成支援補助事業【13,300千円】</p> <p>(1) エコタウン形成地域協議会支援事業費補助（300千円） 協議会等（原則として市町村を含む）に対し、地域特性に応じた再生可能エネルギー等を利用する検討を行うための講演・視察等に必要経費の一部を補助する。（補助率10/10、補助上限30万円、想定補助件数：1件）</p> <p>(2) エコタウン形成実現可能性調査等事業費補助（3,000千円） 協議会等（原則として市町村を含む）に対し、実現可能性調査や計画策定等に必要経費の一部を補助する。（補助率10/10、補助上限300万円、想定補助件数：1件）</p> <p>(3) エコタウン形成事業化支援事業費補助（10,000千円） 協議会等（原則として市町村を含む）に対し、試験設備や事業化のための設備の導入に必要な経費の一部を補助する。（補助率2/3、補助上限10,000万円、想定補助件数：1件）</p> <p>2 新規エコタウン事業の検討支援事業【37千円】 庁内他部局との連携強化により、地域課題解決に向けた事業や再生可能エネルギー発電事業の実施を検討している方に接触を図り、出前講座等による説明の機会を設けるほか、視察等を調整し、新たな事業の種まきやニーズの掘り起こしを行うもの。</p> <p>3 エコタウン推進部会事業【963千円】 「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050 県民会議」の部会として結成し、市町村職員を構成員とする「エコタウン推進部会」において、講演会、視察会等を行うもの。</p>																																																							
資料	<p>○補助実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助事業実施状況</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エコタウン形成地域協議会支援事業費補助金</td> <td>1件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>2件</td> <td>1件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>1件</td> <td>0件</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>エコタウン形成実現可能性調査等事業費補助金</td> <td>2件</td> <td>4件</td> <td>2件</td> <td>2件</td> <td>1件</td> <td>1件</td> <td>1件</td> <td>1件</td> <td>2件</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>エコタウン形成事業化支援事業費補助金</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0件</td> <td>1件</td> <td>3件</td> <td>2件</td> <td>1件</td> <td>1件</td> <td>1件</td> <td>0件</td> </tr> </tbody> </table>												補助事業実施状況	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	エコタウン形成地域協議会支援事業費補助金	1件	0件	0件	2件	1件	0件	0件	1件	0件	1件	エコタウン形成実現可能性調査等事業費補助金	2件	4件	2件	2件	1件	1件	1件	1件	2件	2件	エコタウン形成事業化支援事業費補助金	—	—	0件	1件	3件	2件	1件	1件	1件	0件
補助事業実施状況	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5																																														
エコタウン形成地域協議会支援事業費補助金	1件	0件	0件	2件	1件	0件	0件	1件	0件	1件																																														
エコタウン形成実現可能性調査等事業費補助金	2件	4件	2件	2件	1件	1件	1件	1件	2件	2件																																														
エコタウン形成事業化支援事業費補助金	—	—	0件	1件	3件	2件	1件	1件	1件	0件																																														

主 要 事 業 概 要

<次工4>

事業名	太陽光発電施設巡視等業務		ビ	復	環	産	発
担当課室・班	次世代エネルギー室地域共生推進班（内線2332）		R6当初予算額		7,600千円		
事業主体	県		事業期間	令和5年度～令和8年度			
補助・単独の別	県単独事業	補助率	—				
根拠法令	太陽光発電施設の設置等に関する条例						
事業目的	<p>「太陽光発電施設の設置等に関する条例」の適正な運用を図るため、対象となる太陽光発電施設の定期的な巡視を通じて現地確認等を行い、事業者に対して本条例の規定に基づいた適切な施設の設置や維持管理等を促し、地域と共生した太陽光発電事業の推進を図る。</p>						
事業計画	<p>○太陽光発電施設巡視等業務【委託費：7,600千円】（地域環境保全基金：7,600千円） 令和4年10月に施行した「太陽光発電施設の設置等に関する条例」の対象となる発電出力50kW以上の太陽光発電施設（建築物の屋根等への設置を除く）について、その実態を把握するとともに、不適切な施設を設置・管理する事業者に対し適切な指導等を行うため、施設の現地調査等の業務を専門的な知見を有する団体に委託して実施するもの。</p> <p><巡視の対象></p> <p>① 令和5年度に新規届出等があった施設の巡視活動</p> <p>② 運転開始済み施設の通常巡視活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置規制区域内施設（前年の巡視で継続的に巡視する必要があるとされたもの） ・ 設置規制区域外施設（前年の巡視で「不適」と判断され、翌年度も巡視する必要があるとされたもの） <p>③ 違反疑い等施設の臨時巡視活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民等から通報があった場合 ・ ①②の通常巡視活動により、「不適」となったもの。 						
資料							

主 要 事 業 概 要

<環政8・次エ5>

事業名	みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業 〔クリーンエネルギーみやぎ創造事業〕		ビ	〇	復		環	〇	産		発
担当課室・班	環境政策課 省エネ・再エネ推進班 (内線2664)	R 6 当初予算額	3 0 6, 0 0 0 千円								
事業主体	県	事業期間	令和3年度～令和7年度								
補助・単独の別	県単独事業	補助率	—								
根拠法令	宮城県地域と共生する再生可能エネルギー等・省エネルギー促進条例										
事業目的	県内の事業活動における二酸化炭素の排出削減及び環境関連産業の振興を図り、脱炭素社会の構築を推進する。										
事業計画	<p>1 みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業 (278,856千円)</p> <p>(1) 設備整備事業に対する助成(補助金 270,000千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> 概要: 県内の事業所の高効率設備、再エネ設備の整備に要する経費の一部を補助する。 補助対象者: 県内事業者 対象事業: 既存設備を高効率設備へ更新、又は、再エネ設備を新設する設備整備事業 補助率: 1/2以内、1/3以内 補助上限額: 20,000千円 10,000千円 5,000千円 <p>(2) 研究開発等事業に対する助成(補助金 8,121千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> 概要: 県内の再エネ等の利活用に資する研究開発等の取組に要する経費の一部を補助する。 補助対象者: 県内事業者 対象事業: 再エネの活用等、県内の環境負荷の低減に資する実証事業、技術開発等事業 補助率: 1/2以内 補助上限額: 5,000千円/年 <p>2 環境産業コーディネーター派遣事業(再エネ・省エネ担当)(16,624千円)</p> <p>民間企業等においてエネルギー管理等の実務経験を有する者を「環境産業コーディネーター」(会計年度任用職員)として任用し、事業活動における二酸化炭素排出削減の取組を支援するため、県内企業等に派遣する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 任用人数: 3人 任期: 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間 主な活動内容: 個別企業の二酸化炭素排出削減の取組の支援活動 等 <p>3 みやぎ脱炭素燃料研究会開催事業費(10,325千円)(一部、次世代エネルギー室)</p> <p>産学官連携により、脱炭素燃料の利活用等を目的とした社会実装モデルの構築を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究会開催費(325千円) 研究開発等事業への補助金(補助金 10,000千円) 補助率: 2/3以内 補助上限額: 10,000千円 <p>4 環境関連産業の集積促進及び振興事務(195千円)</p> <p>県内外のクリーンエネルギー関連企業等への訪問、情報収集及び誘致活動を行う。</p>										
資料											

主 要 事 業 概 要

<次工6>

事業名	燃料電池自動車導入推進事業 〔水素エネルギー利活用推進費〕		ビ	〇	復	環	〇	産	発	
担当課室・班	次世代エネルギー室脱炭素燃料班（内線2683）	R 6 当初予算額	47,400千円							
事業主体	県、市町村、民間事業者、県民		事業期間	平成27年度～令和7年度						
補助・単独の別	県単独事業	補助率	—							
根拠法令	宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進条例									
事業目的	次世代エネルギーとして重要性が増す水素の更なる利活用推進に向け、燃料電池自動車（FCV）の普及拡大に資する取組を進めるもの。									
事業計画	<p>1 FCV導入促進補助事業【12,854千円】 県民、法人等のFCV等導入に係る経費の一部を補助するもの。 ＜主な補助内容＞ FCV導入 県民、法人等 上限57.6万円(トヨタMIRAI) 市町村 上限115.3万円(トヨタMIRAI)</p> <p>2 FCVタクシー導入促進事業【6,000千円】 日常的に多くの利用者が見込まれるFCVタクシーの導入を支援するもの。</p> <p>3 FCV公用車による普及啓発事業【9,280千円】 FCVの認知度向上や利用機会の拡大のため、県公用車FCVを活用した各種イベントでの展示、貸出等を行うもの。</p> <p>4 FCバス導入推進事業【16,319千円】 FCバスの路線運行により日常的な利用機会を創出し、併せて災害時の利用実証を行うもの。</p> <p>5 FCVカーレンタル運営支援事業【2,947千円】 FCVの利用機会の拡大のため、FCVによる有料貸出事業を実施するもの。</p>									
資料	<p>○実績</p> <ul style="list-style-type: none"> FCV導入促進補助事業 R5年度 FCV 2台 (R5.12末現在) R4年度 FCV 4台 FCVタクシー導入促進事業 計6台運行中 (R4年度 2台、R3年度 4台) FCV公用車による普及啓発事業 R5年度 貸出計30件 (仙台国際ハーフマラソン ほか/R5.12末現在) FCバス導入推進事業 宮城交通 1台 R3.3運行開始 (仙台市・富谷市・大和町内の既存路線) FCVカーレンタル運営支援事業 									

主 要 事 業 概 要

<次エ7>

事業名	水素エネルギー利活用普及促進事業 〔水素エネルギー利活用推進費〕		ビ	〇	復	環	〇	産	発
担当課室・班	次世代エネルギー室脱炭素燃料班（内線2683）		R6当初予算額			52,600千円			
事業主体	県		事業期間	平成27年度～令和7年度					
補助・単独の別	県単独事業	補助率	—						
根拠法令	宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進条例								
事業目的	水素エネルギーの有用性等に関する認知度向上や理解促進のため、広報・普及啓発や体験イベント等を実施するほか、東北における水素エネルギーの利活用の加速化を図るため、連携会議における意見交換等を通じて、東北各県と協調した取組を検討・実施するもの。								
事業計画	<p>1 水素エネルギー普及啓発事業【2,459千円】 水素エネルギーの有用性・安全性に対する県民の理解を深めるため、啓発資材等を作成し、各種イベント等で活用するもの。</p> <p>2 水素エネルギー体験イベント等の開催【1,205千円】 水素エネルギーに対する県民の理解を深めるため、体験試乗会や中高生向け出前講座を開催するもの。</p> <p>3 水素エネルギー普及連携会議【36千円】 東北における水素エネルギー利活用の加速を図るため、東北各県による連携会議において、各県における取組に関する情報交換を行い、協調した取組の検討・実施により、東北における水素エネルギー利活用の加速化を図るもの。</p> <p>4 水素エネルギー発電設備の撤去【48,900千円】 楽天生命パーク宮城（現：楽天モバイルパーク宮城）に設置した水素エネルギー発電設備（H2One）の実証運用終了に伴い、撤去を行うもの。</p>								
資料	<p>○実績 水素エネルギー体験イベント（令和5年度） ・水素エネルギー出前講座 高等学校2校（受講者計157人） 講師：山梨大学研究推進・社会連携機構水素・燃料電池技術支援室 特任助教 稲垣 有弥 氏</p> <p>水素エネルギー発電設備（平成30年3月設置、令和5年3月末運用終了） 〔設備概要〕 太陽光発電により水電解で水素を生成し、水素を吸着する金属で貯蔵し、必要な時に水素で発電した電気を利用できるもの。 〔整備費〕 約2億円（国庫補助「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業」10/10） 〔実証運用の概要〕 平常時のデジタルサイネージや照明の電源、非常時の地域コミュニティFMラジオ局の電源や携帯電話の充電用電源として活用するとともに、水素エネルギー理解促進イベント開催や災害対応能力検証等を行った。</p>								


主 要 事 業 概 要

<次工8>

事業名	水素エネルギー産業創出事業 〔水素エネルギー利活用推進費〕		ビ	〇	復	環	産	発	〇																			
担当課室・班	次世代エネルギー室脱炭素燃料班（内線2683）		R6当初予算額			1,000千円																						
事業主体	県		事業期間	平成27年度～令和7年度																								
補助・単独の別	県単独事業		補助率	—																								
根拠法令	宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進条例																											
事業目的	水素エネルギーに関する将来の産業創出に向けて、事業者等を対象に、関係機関と連携した水素・燃料電池関連技術に関する産業セミナーを開催するもの。																											
事業計画	<p>水素・燃料電池関連産業セミナー【1,000千円】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○講師：水素・燃料電池関連分野のメーカー、水素ステーション関連業者、部材メーカー、先進自治体等 ○内容：水素関連産業の動向や参入事例等 																											
資料	<p>○実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>日程</th> <th>講師</th> <th>内容</th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">R5</td> <td rowspan="2">R5.11.7</td> <td>日本水素ステーションネットワーク合同会社 多田担当部長</td> <td>水素ステーションの現状と今後の取り組みについて</td> <td rowspan="2">60</td> </tr> <tr> <td>根本通商株式会社 根本社長</td> <td>地域における水素利活用の取組と今後の展望について</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">R4</td> <td rowspan="2">R4.12.9</td> <td>明治電機工業(株) 大田担当部長</td> <td>トヨタ自動車(株)在籍中の水素・燃料電池の取組と明治電機工業(株)での展開について</td> <td rowspan="2">51</td> </tr> <tr> <td>明治電機工業(株) 大嶽部長</td> <td>明治電機工業のカーボンニュートラル・水素社会実現に向けた取組</td> </tr> </tbody> </table>									年度	日程	講師	内容	参加人数	R5	R5.11.7	日本水素ステーションネットワーク合同会社 多田担当部長	水素ステーションの現状と今後の取り組みについて	60	根本通商株式会社 根本社長	地域における水素利活用の取組と今後の展望について	R4	R4.12.9	明治電機工業(株) 大田担当部長	トヨタ自動車(株)在籍中の水素・燃料電池の取組と明治電機工業(株)での展開について	51	明治電機工業(株) 大嶽部長	明治電機工業のカーボンニュートラル・水素社会実現に向けた取組
年度	日程	講師	内容	参加人数																								
R5	R5.11.7	日本水素ステーションネットワーク合同会社 多田担当部長	水素ステーションの現状と今後の取り組みについて	60																								
		根本通商株式会社 根本社長	地域における水素利活用の取組と今後の展望について																									
R4	R4.12.9	明治電機工業(株) 大田担当部長	トヨタ自動車(株)在籍中の水素・燃料電池の取組と明治電機工業(株)での展開について	51																								
		明治電機工業(株) 大嶽部長	明治電機工業のカーボンニュートラル・水素社会実現に向けた取組																									

主 要 事 業 概 要

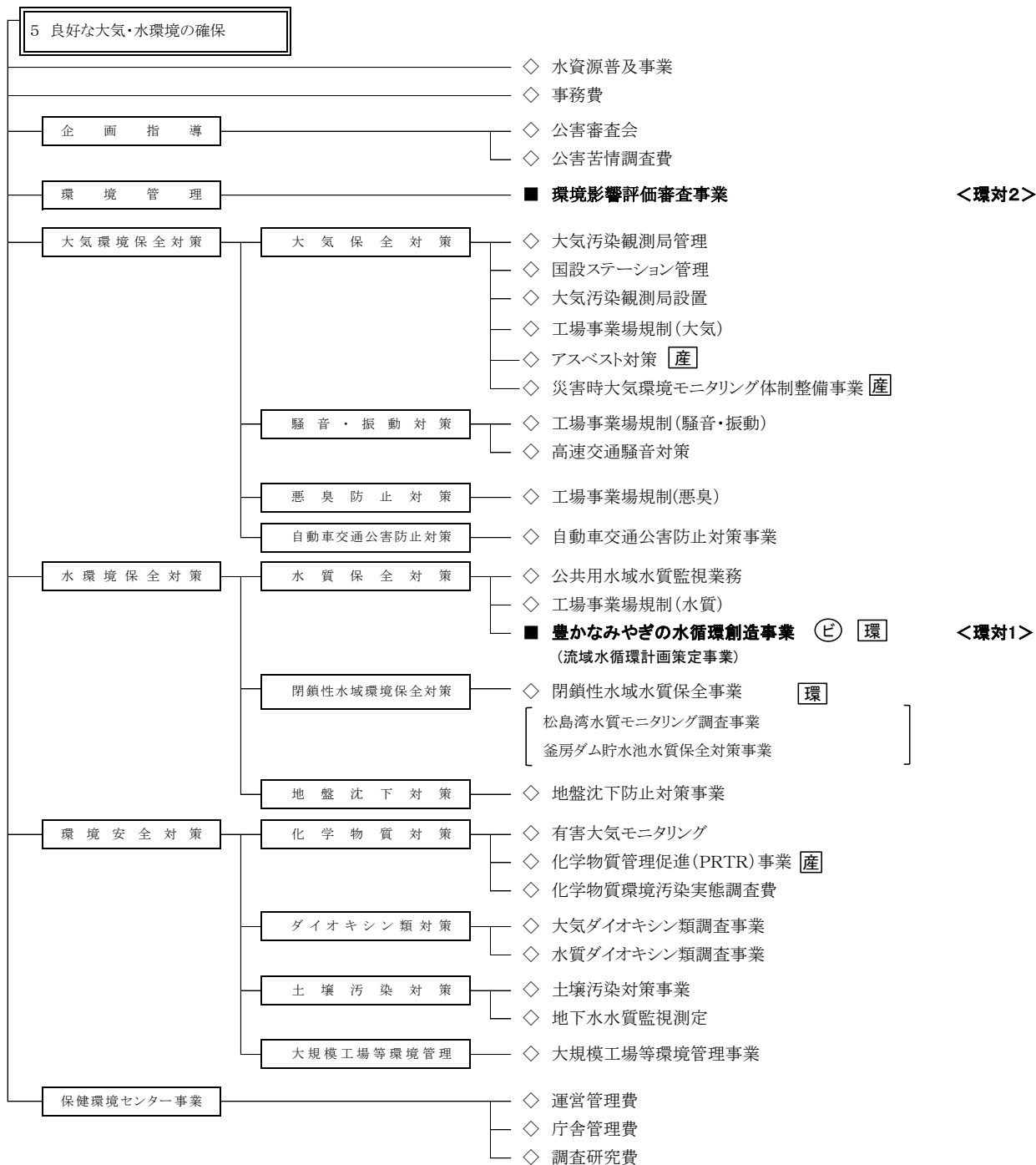
<次工9>

事業名	FC産業用車両普及促進事業 [水素エネルギー利活用推進費]		ビ	〇	復	環	〇	産	発
担当課室・班	次世代エネルギー室脱炭素燃料班（内線2683）	R 6 当初予算額	9 2 4 千円						
事業主体	県	事業期間	平成27年度～令和7年度						
補助・単独の別	県単独事業	補助率	—						
根拠法令	宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進条例								
事業目的	カーボンニュートラルに向けた動きが加速している中、県内でも、CO2排出量が多い運輸部門において車両の電動化が求められており、FC産業用車両の導入を支援することで、事業活動の発展と環境負荷低減の両立に向けた取組を後押しするもの。								
事業計画	<p>FC商用車勉強会【924千円】</p> <p>FC商用車の開発状況や実証導入の成果を学び、FC商用車の具体的な導入検討を促すもの。</p> <p>対象者：県内物流事業者等</p> <p>開催回数：2回予定</p>								
資料	<p>○実績（令和5年度）</p> <p>FC商用車に関する勉強会（実車展示を含む）と水素ステーションに関するセミナーとの合同開催として実施。</p> <p>開催日：令和5年11月7日 ※オンライン併催</p> <p>内 容：講演①「水素ステーションの現状と今後の取組」（JHyM）</p> <p>講演②「地域における水素利活用の取組と今後の展望」（根本通商 根本社長）</p> <p>※講演と併せて水素で走るFC小型トラックを展示</p> <p>参加者：製造・運輸事業者など計60名</p> <div style="text-align: right;">  <p>FC小型トラックの実車展示</p> </div> <p>■国内の主な動き（FC小型トラック関係）</p> <p>○福島県における取組</p> <p>トヨタ自動車等と連携し、FC小型トラック（約60台）の導入と合わせ、運行管理と一体のエネルギーマネジメントシステム構築を目指すもの。（R5.2 いわき市、郡山市において走行開始）</p> <p>○東京都における取組</p> <p>順次500台の電動車（BEVを含む。うちFC小型トラック約190台、FC大型トラック約50台）を導入し、充電・水素充填のタイミングと配送計画の最適化により効率的な運行を目指すもの。（R5.5 FC小型トラック出発式開催）</p>								

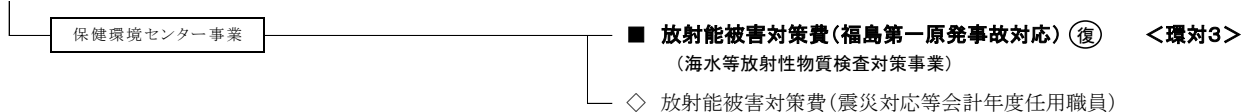
環境対策課

[施策体系]

I 持続可能な社会の実現



IV 被災地の復興完了に向けたサポート



注) ■は主要事業

(㊦) 新・みやぎの将来ビジョン推進事業

(復) 復興・サポート事業

[産] 産業廃棄物税充当事業(一部充当事業含む)

[環] 環境税充当事業(一部充当事業含む)

<>は事業概要ページの
右上番号に対応

[施策の概要]

1 大気環境保全対策

大気汚染防止法及び公害防止条例に基づき、工場・事業場等の監視指導及び大気汚染常時監視システムによる大気汚染状況の広域的な監視測定を行うとともに、建築物解体等工事に伴うアスベスト飛散防止対策が適切に行われるようパトロール調査等を実施する。

騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法等に基づく市町村の事務について、求めに応じて助言等を行い、県が管轄する騒音・振動、悪臭に係る特定施設を有する特定工場等の監視指導等を行う。また、自動車交通に伴う環境負荷を低減するための「自動車交通環境負荷低減計画」の進行管理を行う。

航空機、新幹線鉄道及び道路交通の騒音等の測定調査を行い、環境基準等の達成状況を確認する。また、仙台空港運用時間 24 時間化に向けて騒音監視体制を強化する。

大規模工場の環境負荷低減を図るため、公害防止協定を締結し、施設の増設等の変更時には事前協議を行い、公害を未然に防止する。

2 水環境保全対策

水質汚濁防止法や公害防止条例に基づき、公共用水域及び地下水の常時監視や工場・事業場への立入検査を実施する。また、湖沼における環境基準の水域類型の指定見直しに係る調査や釜房ダム貯水池において気候変動の適応推進事業を行う等、閉鎖性水域の水質保全を推進する。

工業用水法及び公害防止条例に基づき、地下水揚水の規制や削減指導を行うとともに、地盤高の変動を観測する水準測量や地下水位の観測を行うことにより地盤沈下の状況を確認する。

さらに、ふるさと宮城の水循環保全条例に基づき策定した宮城県水循環保全基本計画において目指している健全な水循環の保全を図るため、流域計画を策定した 5 流域（南三陸海岸、北上川、鳴瀬川、名取川、阿武隈川）について、推進会議を開催し進行管理や意見交換、情報交換を行い、県内全域において計画の推進を図っていく。また、新たに民間団体等による水生生物調査のマッピングやみやぎ応援ポケモン「ラプラス」を活用した健全な水循環の推進に係る普及啓発を行う。

3 環境安全対策

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、特定施設への立入検査並びに大気、水質及び土壌の汚染状況を把握するためのモニタリング調査を実施する。

大気汚染防止法に基づき、トリクロロエチレン等の有害大気汚染物質の監視を実施するほか、六価クロム分析体制の整備及び酸化エチレンの自主管理の促進に関する普及啓発事業を行う。また、PRTTR 制度に基づく届出及び「宮城県化学物質適正管理指針」の普及・定着等を通じて、化学物質の排出量等の実態把握及び危害の未然防止に努める。

さらに、土壌汚染対策法に基づく汚染土壌の把握や人の健康被害防止のための措置に係る必要な指導を行うほか、公害防止協定締結事業所の事前協議等による進行管理や新規立地事業者との協定締結協議等を実施する。

4 環境管理

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模開発事業等の実施に際し、事業者自らが、あらかじめその事業に係る環境への影響について、調査、予測及び評価を行い、環境の保全の観点からより良い事業計画を作り上げていくため、環境影響評価法及び環境影響評価条例に基づく環境影響評価制度の適切かつ円滑な運用を図る。

5 保健環境センター事業

保健衛生及び環境保全に関する試験検査や監視業務、情報の収集・提供に加え、新たに、宮城県内におけるカンピロバクター属菌の疫学調査及び検査法の検討の調査研究を実施するほか、国等の研究機関との共同研究を行う。

主 要 事 業 概 要

<環対1>

事業名	豊かなみやぎの水循環創造事業 〔流域水循環計画策定事業〕											ビ	〇	復	環	〇	産	発																																																																																																																																																			
担当課室・班	環境対策課環境影響評価班（内線2667）					R6当初予算額					4,103千円																																																																																																																																																										
事業主体	県					事業期間		平成18年度～																																																																																																																																																													
補助・単独の別	県単独事業					補助率																																																																																																																																																															
根拠法令	ふるさと宮城の水循環保全条例																																																																																																																																																																				
事業目的	健全な水循環を保全するため、「ふるさと宮城の水循環保全条例」（平成16年宮城県条例第42号（以下「条例」という。））の規定に基づき、「宮城県水循環保全基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定するとともに、これらに基づき、県内の5流域（南三陸海岸、北上川、鳴瀬川、名取川、阿武隈川）ごとに策定した「流域水循環計画」について、各流域における課題に対応した流域全体の自然の水循環に着目し、NPO等の活動を取り入れるなど、関係機関等と連携を図りながら推進するとともに必要に応じて見直しを図る。																																																																																																																																																																				
事業計画	<p>1 流域活動団体活動支援事業 河川調査や自然環境教育を行っているNPO等の活動を支援するために、その活動に必要な調査試薬の供与や観察器具等の貸与を行う。</p> <p>2 流域水循環計画推進会議の開催 流域計画を策定したことから、5流域の関係機関や関係団体を参集した推進会議を開催し、流域計画に記載した取組の実施状況等の進行管理、意見交換による新たな取組の検討等を行う。</p> <p>3 全日本中学生水の作文コンクール 国では、「水の日（8月1日）」と「水の週間（8月1日から8月7日まで）」を定め、各種普及啓発活動を実施している。その一環で、県では国土交通省が主催する「全日本中学生水の作文コンクール」の地方審査を行い、同省の中央審査会に推薦を行う。</p> <p>4 健全な水循環の推進に係る普及啓発 みやぎ応援ポケモン「ラプラス」を活用し、水生生物調査用資材等や水の作文コンクールのポスターを作成し、水への親しみを持つことで水循環の重要性についての理解と関心を深める。</p> <p>5 水生生物マッピング 民間団体等が行った水生生物調査結果を県でマッピングし、流域における水生生物の生息状況や民間団体等の活動状況の情報を発信し、流域活動の普及啓発を図る。</p>																																																																																																																																																																				
資料	<p><計画期間></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画</th> <th>2006 (H18)</th> <th>2007 (H19)</th> <th>2008 (H20)</th> <th>2009 (H21)</th> <th>2010 (H22)</th> <th>2011 (H23)</th> <th>2012 (H24)</th> <th>2013 (H25)</th> <th>2014 (H26)</th> <th>2015 (H27)</th> <th>2016 (H28)</th> <th>2017 (H29)</th> <th>2018 (H30)</th> <th>2019 (R1)</th> <th>2020 (R2)</th> <th>2021 (R3)</th> <th>2022 (R4)</th> <th>2023 (R5)</th> <th>2024 (R6)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本計画</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="5">第1期計画（H18～R2）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="4">第2期計画（R3～R12）</td> </tr> <tr> <td>鳴瀬川流域</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="5">第1期計画（H20～H29）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="4">第2期計画（H30～R9）</td> </tr> <tr> <td>北上川流域</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="5">第1期計画（H22～R1）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="4">第2期計画（R2～R12）</td> </tr> <tr> <td>名取川流域</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="5">第1期計画（H22～R1）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="4">第2期計画（R2～R12）</td> </tr> <tr> <td>南三陸海岸流域</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="3">第1期計画（R3～R12）</td><td></td> </tr> <tr> <td>阿武隈川流域</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="3">第1期計画（R3～R12）</td><td></td> </tr> </tbody> </table>																	計画	2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	基本計画							第1期計画（H18～R2）										第2期計画（R3～R12）				鳴瀬川流域							第1期計画（H20～H29）										第2期計画（H30～R9）				北上川流域								第1期計画（H22～R1）									第2期計画（R2～R12）				名取川流域								第1期計画（H22～R1）									第2期計画（R2～R12）				南三陸海岸流域																		第1期計画（R3～R12）				阿武隈川流域																		第1期計画（R3～R12）			
計画	2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)																																																																																																																																																		
基本計画							第1期計画（H18～R2）										第2期計画（R3～R12）																																																																																																																																																				
鳴瀬川流域							第1期計画（H20～H29）										第2期計画（H30～R9）																																																																																																																																																				
北上川流域								第1期計画（H22～R1）									第2期計画（R2～R12）																																																																																																																																																				
名取川流域								第1期計画（H22～R1）									第2期計画（R2～R12）																																																																																																																																																				
南三陸海岸流域																		第1期計画（R3～R12）																																																																																																																																																			
阿武隈川流域																		第1期計画（R3～R12）																																																																																																																																																			

主 要 事 業 概 要

<環対2>

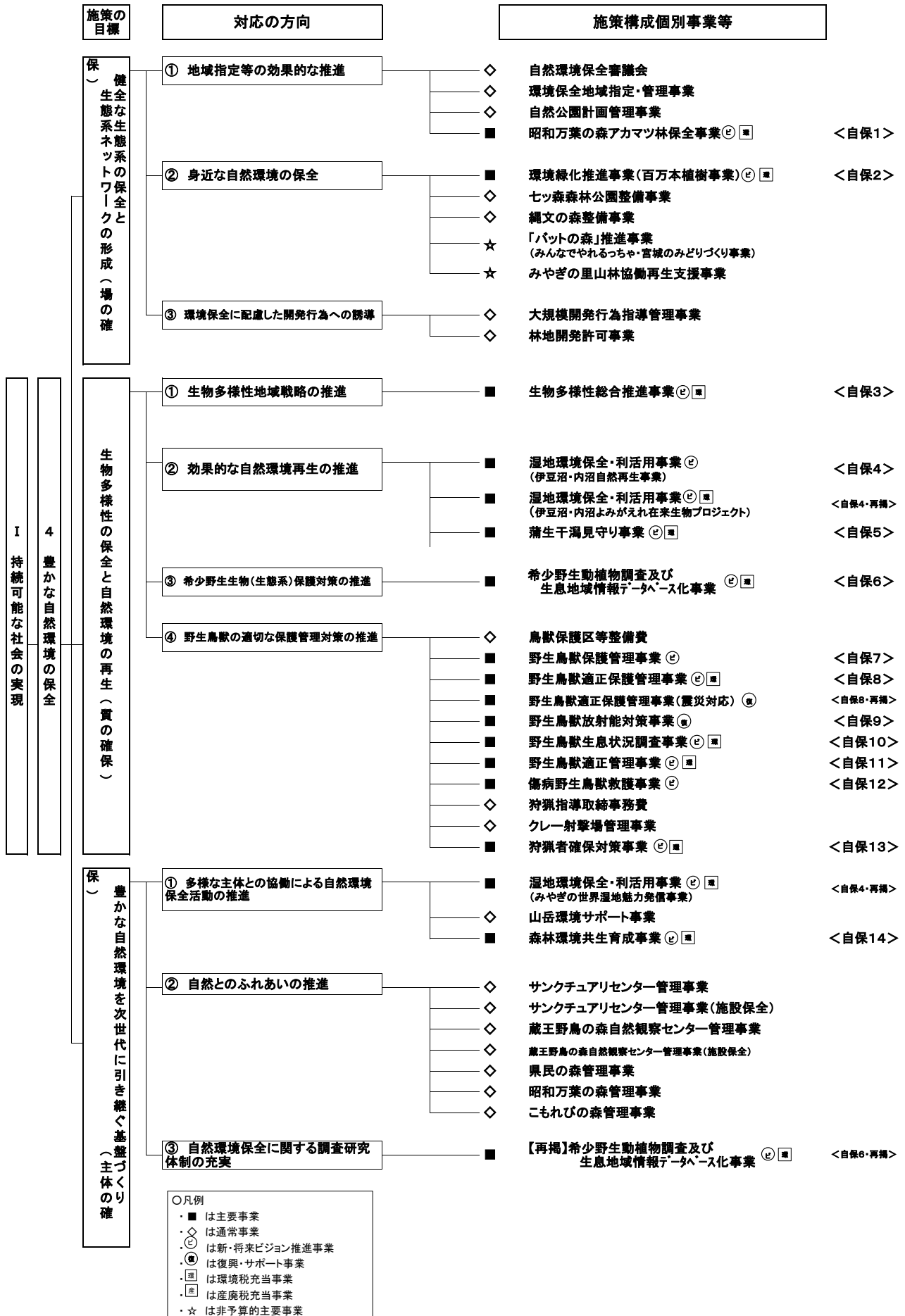
事業名	環境影響評価審査事業				ビ	復	環	産	発																																																																																
担当課室・班	環境対策課環境影響評価班（内線2667）				R6当初予算額			3,405千円																																																																																	
事業主体	県				事業期間		平成5年度～																																																																																		
補助・単独の別	県単独事業			補助率																																																																																					
根拠法令	環境影響評価法、環境影響評価条例																																																																																								
事業目的	<p>大規模な開発事業等の実施前に、事業が環境に与える影響について、事業者自らが、調査、予測、評価を行い、その結果に基づき、環境の保全に適正に配慮することを目的とし、環境影響評価法及び環境影響評価条例が施行されている。</p> <p>環境影響評価制度を適切に運用することにより、大規模開発による環境悪化を未然に防止するとともに持続可能な社会の構築を図る。</p>																																																																																								
事業計画	<p>1 環境影響評価技術審査会の開催 環境影響評価法及び環境影響評価条例に基づき、環境影響評価その他の手続等に関する技術的な事項を調査審議するために、有識者で構成する環境影響評価技術審査会を開催する。 委員数：13名、任期：3年 会長：東北大学災害科学国際研究所准教授 平野勝也 副会長：福島大学共生システム理工学類共生システム理工学研究科教授 永幡幸司</p> <p>2 環境影響評価審査 審査会委員による現地検討を含む審査に伴う現地調査、事業者が実施する事後調査及び環境保全措置の履行状況を確認し、環境影響評価の実効性の確保を図る。 また、国土利用計画、港湾計画、公有水面埋立など他法令に係る環境影響評価の審査を行う。</p> <p>3 環境影響評価条例の一部改正 地球温暖化対策の推進に関する法律における促進区域の環境影響評価手続について改正する。</p>																																																																																								
資料	<p><環境影響評価技術審査会開催件数></p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>R6</td> <td>R5</td> <td>R4</td> <td>R3</td> <td>R2</td> </tr> <tr> <td>回数</td> <td>12(見込み)</td> <td>3</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>15</td> </tr> </table> <p><環境影響評価案件（令和6年3月31日時点）></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th colspan="4">法</th> <th colspan="4">条例</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>配慮書</th> <th>方法書</th> <th>準備書</th> <th>評価書</th> <th>概要書</th> <th>方法書</th> <th>準備書</th> <th>評価書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>太陽光</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>風力</td> <td></td> <td>10</td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>最終処分場</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>土地区画整理</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1</td> <td>11</td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td>17</td> </tr> </tbody> </table>									年度	R6	R5	R4	R3	R2	回数	12(見込み)	3	9	9	15	種類	法				条例				計	配慮書	方法書	準備書	評価書	概要書	方法書	準備書	評価書	太陽光	1	1							2	風力		10	3						13	最終処分場						1			1	土地区画整理						1			1	計	1	11	3			2			17
年度	R6	R5	R4	R3	R2																																																																																				
回数	12(見込み)	3	9	9	15																																																																																				
種類	法				条例				計																																																																																
	配慮書	方法書	準備書	評価書	概要書	方法書	準備書	評価書																																																																																	
太陽光	1	1							2																																																																																
風力		10	3						13																																																																																
最終処分場						1			1																																																																																
土地区画整理						1			1																																																																																
計	1	11	3			2			17																																																																																

主 要 事 業 概 要

<環対3>

事業名	放射能被害対策費（福島第一原発事故対応） [海水等放射性物質検査対策事業]		ビ	復	○	環	産	発																								
担当課室・班	環境対策課調整指導班（内線2662）	R 6 当初予算額	200 千円																													
事業主体	県	事業期間	平成27年度～																													
補助・単独の別	県単独事業	補助率																														
根拠法令	○海水浴場の海水 平成24年6月8日付け環水大水発第120608001号環境省水・大気環境局水環境課長通知 「水浴場の放射性物質に関する指針について（平成23年6月）」（平成24年6月改定）																															
事業目的	福島第一原発事故影響把握のため、保健環境センターにおいてゲルマニウム半導体検出器を用いて、海水浴場の海水、企業局水道水等の各種試料の放射能検査を行うもの。																															
事業計画	<p>○保健環境センターにおいて、ゲルマニウム半導体検出器により、海水浴場の海水等の各種試料の放射能検査を実施する。</p> <p>○放射能測定予定件数（令和6年度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試料名</th> <th>測定担当課</th> <th>測定予定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海水浴場の海水</td> <td>環境対策課</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>水道水</td> <td>水道経営課</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>原水</td> <td>水道経営課</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>工業用水</td> <td>水道経営課</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>浄水発生土</td> <td>水道経営課</td> <td>96</td> </tr> <tr> <td>港湾海水</td> <td>港湾課</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>276</td> </tr> </tbody> </table> <p>○事業の財源 震災復興特別交付税</p>								試料名	測定担当課	測定予定数	海水浴場の海水	環境対策課	52	水道水	水道経営課	36	原水	水道経営課	8	工業用水	水道経営課	12	浄水発生土	水道経営課	96	港湾海水	港湾課	72	計		276
試料名	測定担当課	測定予定数																														
海水浴場の海水	環境対策課	52																														
水道水	水道経営課	36																														
原水	水道経営課	8																														
工業用水	水道経営課	12																														
浄水発生土	水道経営課	96																														
港湾海水	港湾課	72																														
計		276																														
資料	<p>平成24年6月8日付け環水大水発第120608001号環境省水・大気環境局水環境課長通知 「水浴場の放射性物質に関する指針について（平成23年6月）」（平成24年6月改定）より</p> <p>水浴場の放射性物質に係る水質の目安について</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>各都道府県、市町村等水浴場を開設する者（以下「水浴場開設者」という。）において、利用客の安心感に配慮して、水浴場開設の判断を行う際に考慮する、水浴場の放射性物質に係る水質については、放射性セシウム（放射性セシウム134及び放射性セシウム137の合計）が10Bq/L以下を目安とする。</p> </div>																															

自然保護課(施策体系)



[施策の概要]

1 自然保護対策の推進

豊かな自然環境や優れた自然景観が存在する自然公園（国立公園 1、国定公園 2、県立自然公園 8）、県自然環境保全地域（16）、緑地環境保全地域（11）を中心に、関係法令や審議会意見等に基づき、自然環境と調和するよう各種行為の規制・誘導を図る。

2 豊かなみどり空間の保全・創出

みどり豊かな県土と潤いのある生活環境を創造するため、緑化推進団体の育成や、県民参加の植樹事業を通じて身近なみどり空間を創出する。

また、企業やNPO等の多様な主体との協働による里山林整備を支援するとともに、県民の森等の豊かなみどり空間を保全し、自然とのふれあいの場を提供する。

さらに、林地開発行為及び大規模開発行為について法令等に基づき適切な指導、監督を行い、県土の適正な利用を図りつつ、森林の無秩序な開発を防止する。

3 野生生物保護管理対策の推進

「第13次鳥獣保護管理事業計画」に基づき、野生鳥獣の安定的な保護及び農林業被害等の防止のため、野生鳥獣の適切な保護及び管理を行うとともに、鳥獣保護思想の普及啓発を図り、人間と野生鳥獣が共存する社会を構築する。また、傷病野生鳥獣について、関係機関・団体等の適切な連携・役割分担による効果的で機動的な救護を推進する。さらに、自然環境や生物多様性の指標となる希少野生動植物の保護・保全対策を実施する。

狩猟免許試験や狩猟者登録、狩猟の指導取締り等を行うほか、狩猟者の技術向上を図るための研修施設であるクレー射撃場の管理運営を行い、狩猟の適正化を図る。

4 自然環境保全・自然再生の推進

令和5年に策定された生物多様性国家戦略に基づき、県生物多様性地域戦略の改訂を行うとともに、生物多様性を総合的に推進するため、生物多様性に関する理解促進のための普及・啓発事業を実施する。また、ラムサール条約登録湿地である伊豆沼・内沼については、令和2年3月に改訂した自然再生全体構想（第2期）及び自然再生事業実施計画（第2期）に基づき、引き続き自然再生事業を進めるほか、平成30年10月に新たにラムサール条約登録湿地とされた志津川湾を加えた4つの条約湿地の魅力を発信していく。

蒲生干潟については、自然再生協議会構成員によるモニタリングの情報共有を図りながら、震災から回復した蒲生干潟の保全及び利用のための課題を整理し、生物多様性を保全していく。

5 豊かな自然環境の次世代への継承

本県の豊かな自然環境を次世代へ良好な状態で継承していくため、自然保護思想の普及・啓発を図るとともに、自然とふれあう機会の提供や森林とふれあう活動に対する支援、ワイズユース（賢明な利用）の普及などの事業を実施し、人と自然の共生を目指した自然保護行政を推進する。また、自然環境学習の拠点施設となる宮城県伊豆沼・内沼サンクチュアリセンターや蔵王野鳥の森自然観察センター、森林レクリエーションや憩いの場である、県民の森、昭和万葉の森、こもればの森の運営管理を行う。

主 要 事 業 概 要

<自保1>

事業名	昭和万葉の森アカマツ林保全事業		ビ	〇	復	環	〇	産	発
担当課室・班	自然保護課 みどり保全班（内線2676）		R 6 当初予算額			1, 3 7 2 千円			
事業主体	県		事業期間	令和2年度～					
補助・単独の別	県単独事業	補助率	-						
根拠法令	森林病虫害防除法								
事業目的	<p>昭和万葉の森のアカマツ林内にある昭和天皇「お手植えの松」については、昭和30年4月6日に同会場で開催された全国植樹祭で昭和天皇ならびに皇太后陛下が全国からの参加者と共にアカマツの苗木3本ずつをお手植えされたものである。</p> <p>アカマツは全国的に松くい虫被害により、立ち枯れが進んでおり、同施設でも被害拡大防止のための薬剤散布とお手植えの松には定期的に薬剤の樹幹注入を行っている。</p> <p>しかし、同施設内のアカマツ林は、毎年10本以上の立ち枯れがあり、6本あるお手植えの松も2本が枯れるなど、被害が拡大しており、大衡村役場などからも対策を求められている。</p> <p>そのため、今までの被害拡大防止対策に下記の事業を加え、対策を強化する。</p>								
事業計画	<p>立ち枯れが進んでいる昭和万葉の森のアカマツ林において、被害木を伐採搬出し、チップ化処理することにより資源の有効利用を図る。</p> <p>併せて、林業技術総合センターの協力により「お手植えの松」の「後継樹の育成」を行い、種子及び接ぎ木から苗木に育ったアカマツを順次植え付けし、由緒あるアカマツ林を次世代につなぐ取組を行う。</p> <p>①被害木のチップ化利用 20m³ 1,000千円 ②「お手植えの松」後継樹育成 100本 372千円</p> <p>内訳：林業技術総合センター執行委任 ・実生苗・接ぎ木育成経費（土壌・肥料等の需用費）：345千円 ・東北育種センター等との調整（旅費）：27千円</p> <p>※アカマツ林全体（約6ha）の薬剤散布は、森林整備課において、毎年6月頃の早朝に実施している。併せて、多量に被害木（100本以上）が発生した場合は森林整備課と調整し伐倒駆除を行う。</p>								
資料	<p>【令和5年度の事業実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害木チップ化利用 15.9m³ 「お手植えの松」後継樹育成管理 約600本 								

主 要 事 業 概 要

<自保2>

事業名	環境緑化推進事業（百万本植樹事業）	ビ	〇	復	環	〇	産	発									
担当課室・班	自然保護課 みどり保全班（内線2676）	R 6 当初予算額			6, 1 1 0 千円												
事業主体	県	事業期間	昭和50年度～														
補助・単独の別	県単独事業	補助率	－														
根拠法令	－																
事業目的	<p>緑化活動の機運の高まりを契機とし、県民一人ひとりが行う身近なみどりを増やす活動を支援することにより、緑化思想の高揚と活動意欲の増進を図り、みどり豊かな県土と潤いのある生活環境の創造に資する。</p>																
事業計画	<p>市町村、住民団体、ボランティア団体が地域の緑化推進を目的に、自ら植樹活動を行う場合において、当該団体に対して県が予算の範囲内で緑化木を配布するもの。 これまでの事業にみやぎ環境税を充当して事業費規模を拡大し、植樹本数の増加により震災復興地域を中心に県土緑化の加速化を図る。</p> <p>令和6年度 ◇ 事業量 緑化木の配布目標 1, 800本 ◇ 事業主体 市町村、住民団体、ボランティア団体、企業等 ◇ 配布対象者 市町村、住民団体、ボランティア団体、企業等 ◇ 事業対象地 ① 緑化によりイメージアップが図られる市町村が管理する下記の公共施設等 学校、市町村庁舎等、体育館、グラウンド、図書館、公園等公共施設 ② 企業の事務所、工場敷地等周辺環境と一体的に緑化を図る必要があると認められる所 ③ 緑化推進のモデルとなる地域で知事が適当と認める所 ◇ 事業費（委託料）：6, 000千円 （内訳：「宮城みどりの基金」3,000千円、「みやぎ環境税」3,000千円）</p>																
資料	<p>◎百万本植樹事業の実績</p> <table border="0"> <tr> <td>平成5～令和4年度</td> <td>1, 025か所</td> <td>203, 082本</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>15か所</td> <td>2, 297本</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1, 040か所</td> <td>205, 379本</td> </tr> </table> <p>◎宮城みどりの基金 基金残額：15, 978千円（R5.3.31現在） [寄附をいただいた主な企業：庄子電気(株)、熱海建設(株)、宮城スバル自動車(株)、(株)楽天野球団、(株)サニックス、(株)伊藤園]</p>								平成5～令和4年度	1, 025か所	203, 082本	令和5年度	15か所	2, 297本		1, 040か所	205, 379本
平成5～令和4年度	1, 025か所	203, 082本															
令和5年度	15か所	2, 297本															
	1, 040か所	205, 379本															

主 要 事 業 概 要

<自保3>

事業名	生物多様性総合推進事業	ビ	〇	復	環	〇	産	発
担当課室・班	自然保護課 自然保護班 (内線2672)	R6当初予算額			8,035千円			
事業主体	県	事業期間	平成27年度～令和7年度					
補助・単独の別	県単独事業	補助率	-					
根拠法令	生物多様性基本法							
事業目的	令和5年に策定された生物多様性国家戦略との整合性等を図るための「宮城県生物多様性地域戦略」の改訂を実施するとともに、生物多様性を総合的に推進するため、関係者による「宮城県生物多様性地域戦略推進会議」を開催して意見交換や、生物多様性の理解促進のための普及・啓発事業等を行う。							
事業計画	<p>1 生物多様性推進事業 (7,566千円)</p> <p>(1) 宮城県生物多様性地域戦略推進会議 (7,407千円) 生物多様性に係る関係者で構成する推進会議を開催し、意見交換を行う。 令和6年度は地域戦略(第1次改訂)進行状況の確認や検討及び地域戦略の第2次改訂を行う。(年3回)</p> <p>(2) 生物多様性情報収集・発信事業 (159千円) 生物多様性学習施設のマップを作成し情報提供等を充実させる。(3,000部)</p> <p>2 生物多様性普及啓発活動事業 (469千円)</p> <p>(1) 生物多様性フォーラム (86千円) 施設等と連携し生物多様性の理解を深めるため、専門家等による講演開催する。(12月開催) ※R5.12.2開催「シジュウカラガンを学び、体感する！」</p> <p>(2) 生物多様性表彰制度 (31千円) 地域の自然環境保護など、生物多様性の保全活動を行う学校を表彰する。(1月決定)</p> <p>(3) 生物多様性学習イベント委託業務 (352千円) 次世代を担う子どもたちに生物多様性について学ぶ機会を提供する。</p>							
資料	<p>【宮城県生物多様性地域戦略】</p> <p>○策定年月 平成27年3月</p> <p>○改訂年月 令和2年3月(第1次改訂)</p> <p>○計画期間 20年間(平成27(2015)年～令和16(2034)年)</p> <p>○将来像 「自然に寄り添い、自然と共に生きるふるさと宮城」 —美しい森・田んぼ・川・海がつながり、子どもの笑顔が輝くふるさと宮城—</p> <p>○基本方針</p> <p>1 豊かな自然を守り育てる</p> <p>2 自然の恵みを上手に使う</p> <p>3 豊かな自然を引き継ぐ</p> <p>○次期改訂 令和7年3月(第2次改訂)</p>							

主 要 事 業 概 要

<自保4>

事業名	湿地環境保全・利活用事業 ①伊豆沼・内沼自然再生事業 ②伊豆沼・内沼よみがえれ在来生物プロジェクト ③みやぎの世界湿地魅力発信事業		ビ	〇	復	環	〇	産	発
担当課室・班	自然保護課 自然保護班 (内線2672)		R 6 当初予算額		46,309千円				
事業主体	県		事業期間	令和3年度～令和7年度					
補助・単独の別	①国庫補助 ②③県単独事業	補助率	①45/100						
根拠法令	①②自然再生推進法、自然環境保全条例								
事業目的	多種多様な生物が生息する淡水湖沼の生態系を有していた伊豆沼・内沼への再生を目指し、クロモ等の沈水植物やゼニタナゴ、カラスガイ等の在来生物を増加させるための自然再生事業等を実施する。ワイズユースの推進及び普及啓発を図るため、自然との触れ合いによる環境教育の場を整備する。ラムサール条約湿地の魅力情報を発信する。								
事業計画	1 伊豆沼・内沼自然再生事業 (22,521千円) (1) 水生植物保全整備・湖岸植生保全整備 (19,909千円) ・沈水植物等の生息域を創出するためのエコトーン造成 (2) 水質改善効果検討調査 (2,612千円) ・水質改善のための検証・基礎調査、水質モニタリング 2 伊豆沼・内沼よみがえれ在来生物プロジェクト (19,328千円) ・在来生物増加実証試験 生息・生育状況調査、在来生物の増殖技術検討等 ・外来生物対策 電気ショッカーボート等による外来魚駆除等 ・水生植物の適正管理 水質改善等のためのハス等の刈払い ・鳥類モニタリング調査 エコトーン造成の効果を検証するための鳥類調査・評価 3 みやぎの世界湿地魅力発信事業 (4,460千円) (1) 伊豆沼・内沼ワイズユース推進基盤整備 (4,285千円) ・水生植物園の観察路等をリニューアルし、環境教育の場として整備する。 (2) ラムサール条約登録湿地の魅力発信等 (1,750千円) ・連携して魅力を発信するための、ラムサール条約湿地市町村担当者研修を実施する。								
資料	【背景】 自然再生事業により、在来生物の復元・増殖や先進的な外来魚駆除の導入等を行い、希少種をはじめ目標生物の半数以上が回復傾向にあるが、回復が困難な生物や水質等の課題がある。 第2期自然再生事業実施計画に基づき、第1期の取組に加えて、新たにエコトーン(浅瀬)の復元等による生物多様性の再生に取り組んでいる。 また、県内のラムサール条約登録湿地では、保護保全の取組が行われている。 その一方、周辺住民の生活様式の変化や自然との触れ合いの機会の減少等により、ラムサール条約の理念であるワイズユースが十分に行われていない状況にある。そのため、R5年度に地元関係者(民間企業、行政等)からなる「伊豆沼・内沼ワイズユースに関する情報交換会」を設立し、関係者間の協力体制を構築し、ワイズユースの取組が促進されるよう取り組んでいる。								

主 要 事 業 概 要

<自保5>

事業名	蒲生干潟見守り事業	ビ	〇	復	環	〇	産	発
担当課室・班	自然保護課 自然保護班 (内線2672)	R 6 当初予算額			2 0 7 千円			
事業主体	県	事業期間	平成28年度～令和7年度					
補助・単独の別	県単独事業	補助率	-					
根拠法令	自然再生推進法、自然環境保全条例							
事業目的	<p>国指定鳥獣保護区特別保護区及び県自然環境保全地域に指定されている蒲生干潟は、生物多様性の保全において貴重な場所であるが、開発等の影響により干潟環境の劣化が進んだことから自然再生施設の整備を行ってきたものの、東日本大震災により施設整備事業を休止した。</p> <p>令和3年度に、蒲生干潟の保全と利活用を両立させるための協議の場として「蒲生干潟自然再生協議会」を再開し、干潟の現状把握及び継続的なモニタリングを行うとともに、有識者や民間団体等と連携し、震災から回復した蒲生干潟の保全及び利用のための課題を整理し、生物多様性を保全する。</p>							
事業計画	<p>自然再生協議会の運営 (207千円)</p> <p>協議会1回 事務局会議2回 意見交換会1回</p>							
資料	<p>【経緯】</p> <p>平成14年3月 環境省自然環境局長から知事あてに自然再生事業実施の依頼</p> <p>平成17年6月 自然再生協議会を設立</p> <p>平成18年9月 自然再生全体構想を策定 (計画期間 設定なし)</p> <p>平成20年3月 自然再生事業を策定</p> <p>平成23年3月 東日本大震災により蒲生干潟は壊滅的に被災し、自然再生施設も全損</p> <p>↳ 自然再生協議会及び自然再生事業を休止</p> <p>令和元年度 協議会の代替機能として休止前の協議会委員による意見交換会・事務局会議を断続的に開催</p> <p>令和2年 7月 情報交換会を開催、自然再生協議会の再開意思を表明し、準備開始</p> <p>令和3年 6月 自然再生協議会 (第15回) 開催 (協議会活動再開)</p> <p>令和3年12月 自然再生協議会 (第16回) 開催 (情報共有)</p> <p>令和4年 6月 事務局会議開催 (第17回協議会の議題について)</p> <p>令和4年 7月 自然再生協議会 (第17回) 開催 (対象区域の見直し等を開始)</p> <p>令和4年10月 事務局会議開催 (対象区域の見直し等について)</p> <p>令和5年 3月 事務局会議開催 (第18回協議会の議題について)</p> <p>令和5年 6月 自然再生協議会 (第18回) 開催 (対象区域の見直し等 (案) を承認)</p> <p>令和5年10月 事務局会議開催 (各団体の取組等について)</p> <p>令和6年 3月 事務局会議開催 (第19回協議会の議題について)</p>							

主 要 事 業 概 要

<自保6>

事業名	希少野生動植物調査及び生息地域情報データベース 化事業〔野生鳥獣保護管理事業〕		ビ	〇	復	環	〇	産	発
担当課室・班	自然保護課 野生生物保護班 (内線2673)		R 6 当初予算額			2, 6 4 6 千円			
事業主体	県		事業期間	平成28年度～令和7年度					
補助・単独の別	県単独事業	補助率	-						
根拠法令	生物多様性基本法								
事業目的	<p>希少野生動植物の状況は日々変化しており、とりわけ震災以降の環境の変化は著しい。平成27年度の宮城県レッドデータブック改訂後も、状況の変化を緊急かつ継続的に調査しデータを蓄積することは、希少野生動植物の保護保全のために必要不可欠である。また、これまでの調査等で把握した希少野生動植物の生息地域等情報データを取りまとめ、一元管理し環境アセスメント等に活用するものである。</p>								
事業計画	<p>1 希少野生動植物調査等委託業務 県内の希少野生動植物について、現地調査のほか、文献調査や情報解析を行うとともに、状況の変化を継続的に調査する。また、これまでの調査等で把握した希少野生動植物の生息地域等の情報をデータベース化し、生息情報を一元管理するとともに、GIS（地図情報システム）との連携により、効果的な活用を図る。</p> <p>2 宮城県希少野生動植物保護保全対策検討会議 前項の事業内容及び希少種保護対策について、専門的見地から意見を聴取し検討するための会議を開催する。</p>								
資料									

主 要 事 業 概 要

<自保7>

事業名	野生鳥獣保護管理事業		ビ	〇	復	環	産	発
担当課室・班	自然保護課 野生生物保護班 (内線2673)	R 6 当初予算額	26,355千円					
事業主体	県	事業期間	平成25年度～					
補助・単独の別	県単独事業	補助率	-					
根拠法令	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例							
事業目的	<p>県民の自然環境への関心が高まる中、開発等により生息数が減少する鳥獣が存在する一方、農林業被害の発生など人間とのあつれきが顕在化している鳥獣も存在することから、「第13次鳥獣保護管理事業計画」に基づき、野生鳥獣の安定的な保護や農林業被害等の防止のため、野生鳥獣の適切な保護及び管理を行うとともに、鳥獣保護思想の普及啓発を図り、人間と野生鳥獣が共存する社会を構築するもの。</p>							
事業計画	<ol style="list-style-type: none"> 1 特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会 著しく個体数を増加させ人とのあつれきを増大させている鳥獣等について、関係者の合意形成、保護管理事業の実行方法の検討及び評価等を行うとともに、4つの第二種特定鳥獣管理計画を改定する。 設置部会：ニホンザル部会、ツキノワグマ部会、ニホンジカ部会、イノシシ部会 2 ニホンザル管理事業 第五期宮城県ニホンザル管理計画（R4～R8）に基づき、群れの遊動域の変化状況等のモニタリング調査や群れの評価検討を実施する。 3 ツキノワグマ管理事業 第四期宮城県ツキノワグマ管理計画（R4～R8）に基づく生息状況把握に関する調査等を実施する。 4 イノシシ管理事業 第四期宮城県イノシシ管理計画（R4～R8）に基づく管理事業の推進を図るため、イノシシの捕獲技術研修会を開催する。 5 ニホンジカ管理事業 第三期宮城県ニホンジカ管理計画（R4～R8）に基づく生息密度調査や、個体数増加が森林に与える影響について調査を行う。 6 ガン・カモ・ハクチョウ類生息状況調査 国内に飛来するガン類の8割以上が県内で越冬するなど本県は鳥類の貴重な生息地となっていることから、ガンカモ鳥類の冬期生息状況を把握し、鳥獣保護行政に必要な資料とする。（11月、1月、3月に実施。1月は全国一斉調査） 7 有害鳥獣駆除対策 野生鳥獣による農林業等被害を防止するための有害鳥獣捕獲事業を実施している（一社）宮城県猟友会に対し、捕獲技術研修に要する事業費を補助するとともに、捕獲許可事務及び適正な捕獲の指導を行う。（県猟友会への定額補助） 8 愛鳥思想普及事業（非予算的手法事業） 愛鳥週間ポスターコンクールの実施、野生生物保護功労者表彰、愛鳥モデル推進校の指定により広く県民に愛鳥思想の普及を図る。 9 特定鳥獣の保護・管理に係る研修会 環境省主催の研修会に参加し、特定鳥獣管理計画の策定及び効果的な実施に係る知識の向上を図る。 							
資料								

主 要 事 業 概 要

<自保8>

事業名	野生鳥獣適正保護管理事業 〔野生鳥獣保護管理事業〕		ビ	〇	復	〇	環	〇	産	発	
担当課室・班	自然保護課 野生生物保護班 (内線2673)		R6当初予算額			286,460千円					
事業主体	県		事業期間	平成23年度～令和7年度							
補助・単独の別	国庫補助事業	補助率	定額、2/3、1/2								
根拠法令	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律										
事業目的	<p>本県に生息するニホンジカ及びイノシシについては、近年、個体数が増加し、生息域が拡大する傾向が見られることから、農林業被害及び生活環境被害防止を目的として市町村が実施する有害鳥獣捕獲とは別に、生息域の広域化を抑制し、捕獲数の上積みを図るため、県において個体数調整のための捕獲を実施するほか、放射性物質の影響による出荷制限指示が出されているイノシシ及びニホンジカの狩猟による捕獲を促進するため、補助事業を実施する。</p> <p>また、狩猟圧の維持並びに有害鳥獣捕獲業務に従事する要員を確保するため、新規狩猟者の育成及び技術向上を図る。</p>										
事業計画	<p>1 指定管理鳥獣捕獲等事業（275,576千円） 個体数が著しく増加し、人とのあつれきを増大させているニホンジカ及びイノシシについて、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、個体数調整のための捕獲等を実施する。</p> <p>① 指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実施計画策定 実施計画策定のための調査、計画策定等経費</p> <p>② 指定管理鳥獣捕獲等事業 ア ニホンジカ個体数調整 実施計画に基づき、牡鹿半島を中心に生息しているニホンジカについて、個体数調整のための捕獲及び目撃情報の収集を実施する。 ・捕獲目標：1,130頭（R5：600頭） ・事業主体：県（認定鳥獣捕獲等事業者への業務委託を想定） イ イノシシ個体数調整 実施計画に基づき、県内全域を対象として、イノシシの生息域拡大阻止及び個体数管理のための捕獲頭数の上積みのための捕獲及び食痕等生息状況調査を実施する。 ・捕獲目標：4,000頭（R5：4,000頭） ・事業主体：県（認定鳥獣捕獲等事業者への業務委託を想定）</p> <p>③ 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者育成事業 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者の確保を図るため、必要な研修を実施する。 ・事業主体：県（認定鳥獣捕獲等事業者への業務委託を想定）</p> <p>④ 効果的捕獲促進事業 イノシシの効果的な捕獲方法の実証実験を実施する。</p> <p>2 狩猟捕獲促進事業（8,400千円） 放射性物質の影響による出荷制限指示に伴い、狩猟における捕獲頭数の減少が危惧されるイノシシ及びニホンジカに対する十分な捕獲圧を維持するため、狩猟でのイノシシ及びニホンジカ捕獲に伴う経費の一部を補助する。 ・補助内容：狩猟による捕獲1頭につき5,000円を狩猟者に交付（事務費250円/頭） ・捕獲目標：イノシシ 1,000頭、ニホンジカ 600頭 ・事業主体：県（(一社)宮城県猟友会を通じた補助の予定）</p> <p>3 有害鳥獣捕獲担い手育成事業（2,484千円） 新たに狩猟免許を取得し、狩猟や有害鳥獣捕獲隊員として地域社会活動に貢献する意欲を有している県民を対象に、新人ハンター養成講座を実施するとともに、狩猟免許を取得して間もない狩猟者の技術向上のための新米ハンターレベルアップ講座を実施する。 ・新人ハンター養成講座（1,458千円） ・新米ハンターレベルアップ講座（1,026千円）</p>										
資料											

主 要 事 業 概 要

<自保9>

事業名	野生鳥獣放射能対策事業		ビ	復	○	環	産	発
担当課室・班	自然保護課 野生生物保護班 (内線2673)		R 6 当初予算額		8, 0 0 0 千円			
事業主体	県		事業期間	平成 2 5 年度～				
補助・単独の別	県単独事業	補助率	-					
根拠法令	農畜水産物等の放射性物質検査について (平成24年3月12日付け厚生労働省食品局食品安全部長通知)							
事業目的	<p>震災に伴う福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の影響により、イノシシ、ツキノワグマ及びニホンジカの肉について、県内全域を対象に国から出荷制限指示が出されており、食の安全安心を確保するとともに、早期の出荷制限解除に向けてデータの蓄積を行う。</p> <p>なお、イノシシ肉及びニホンジカ肉については、県の出荷・検査方針に基づき、出荷制限一部解除に必要な全頭分について、精密検査を行う。</p>							
事業計画	<p>1 野生鳥獣肉における放射性物質モニタリング調査</p> <p>イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ等の野生鳥獣について、有害鳥獣捕獲や狩猟により捕獲した個体の放射性物質（セシウム134及びセシウム137）を測定し、その結果を広く県民に情報提供するとともに、出荷制限の解除に向けたデータの蓄積を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象となる野生鳥獣：イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ及び鳥類（鳥類は狩猟期前のみ） ・測定計画：四半期毎に50検体、年間200検体程度の検査を実施予定 <p>① 検体採取業務</p> <p>捕獲した固体から放射性物質測定用の肉を採取、冷凍し、測定業務を行う業者に送付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体：(一社) 宮城県猟友会に業務委託の予定 <p>② 放射性物質測定業務</p> <p>公定法に則った検査方法により、セシウム134とセシウム137を精密測定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体：民間の検査事業者（1②と同じ事業者）に業務委託の予定 <p>2 ニホンジカ肉の出荷制限一部解除に伴う全頭検査</p> <p>県の出荷・検査方針に基づき、必要なニホンジカ肉の全頭について、精密検査を行い、基準値を超える個体は確実に廃棄処分することにより、加工・出荷されるニホンジカ肉の安心・安全の確保を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体：民間の検査事業者（1②と同じ事業者）に業務委託の予定 <p>3 イノシシ肉の出荷制限一部解除に伴う全頭検査</p> <p>県の出荷・検査方針に基づき、イノシシ肉の全頭について、精密検査を行い、基準値を超える個体は確実に廃棄処分することにより、加工・出荷されるイノシシ肉の安心・安全の確保を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体：民間の検査事業者（1②と同じ事業者）に業務委託の予定 							
資料								

主 要 事 業 概 要

<自保10>

事業名	野生鳥獣生息状況調査事業 〔野生鳥獣保護管理事業〕		ビ	〇	復	環	〇	産	発
担当課室・班	自然保護課 野生生物保護班 (内線2673)		R 6 当初予算額			5, 1 6 3 千円			
事業主体	県		事業期間	平成29年度～令和7年度					
補助・単独の別	県単独事業	補助率	-						
根拠法令	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律								
事業目的	<p>カワウは、宮城県内でも釜房ダムで繁殖コロニーが確認され始めているなど、徐々に漁業被害が報告されており、今後、カワウの分布域の拡大と個体数増加による影響が大きくなることが危惧されている。</p> <p>平成29年から県内での生息分布や繁殖コロニー等、カワウの生息状況の調査を開始し、モニタリングを継続していくことで、今後の保護管理に資するもの。</p>								
事業計画	<p>○カワウ生息状況調査業務</p> <p>業務委託により、宮城県内の一級・二級河川、湖沼（ダム湖を含む）、松島湾等を対象に、現地調査、文献調査、聞き取り調査を実施し、県内のカワウの生息状況を取りまとめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度 県内の生息個体数の調査を年3回実施 								
資料									

主 要 事 業 概 要

＜自保11＞

事業名	野生鳥獣適正管理事業 〔野生鳥獣保護管理事業〕	ビ	〇	復	環	〇	産	発	
担当課室・班	自然保護課 野生生物保護班 (内線2673)	R 6 当初予算額			46,224千円				
事業主体	県	事業期間	平成29年度～令和7年度						
補助・単独の別	県単独事業	補助率	-						
根拠法令	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律								
事業目的	<p>近年、イノシシやニホンジカ等による農林業被害等が増大している一方で、これらの野生鳥獣を捕獲する狩猟者は減少・高齢化していることから、狩猟者の確保・育成は喫緊かつ重要な課題となっている。こうした状況を踏まえ、県においてもイノシシ等の野生鳥獣の生態に精通し、野生鳥獣の捕獲等に知識と技能を有している人材を配置し、野生鳥獣の捕獲推進及び被害防止対策の強化を行うことにより、農林業被害等の低減を図る。</p>								
事業計画	<p>○鳥獣被害対策専門指導員等配置事業</p> <p>(1) 事業の内容 会計年度任用職員を大河原地方振興事務所林業振興部に配置し、農林業被害の低減を図る。 ・平成29年度から2名ずつ配置し、令和3年度から10名体制 ・(採用時) 鳥獣被害対策指導員 → (狩猟免許等取得後) 鳥獣被害対策専門指導員</p> <p>(2) 主な活動内容 ・狩猟免許等の取得 ・管内市町及び管内猟友会支部との連絡調整、連携体制の構築 ・野生鳥獣に関する知識、捕獲技術の習得 ・管内市町等の要請、又は、連携に基づく有害鳥獣捕獲等に係る支援 ・管内住民、狩猟者に対する鳥獣被害対策等の啓蒙普及 ・県で実施する有害鳥獣捕獲、又は、個体数調整に係る捕獲 など</p>								
資料									

主 要 事 業 概 要

<自保12>

事業名	傷病野生鳥獣救護事業		ビ	〇	復	環	産	発
担当課室・班	自然保護課 野生生物保護班 (内線2673)		R 6 当初予算額			1, 7 5 6 千円		
事業主体	県		事業期間	平成19年度～				
補助・単独の別	県単独事業	補助率	-					
根拠法令	宮城県第13次鳥獣保護管理事業計画							
事業目的	<p>県民の自然保護に対する関心が高まる中、傷病野生鳥獣の救護等に対する要請も多種多様なものとなっているため、関係機関・団体等の適切な連携・役割分担による、効果的で機動的な傷病鳥獣救護システムに基づき傷病鳥獣の救護を推進することにより、鳥獣保護思想の普及啓発及び希少種保護を図る。</p>							
事業計画	<p>1 傷病野生鳥獣救護業務 県民等から通報があった治療を要する傷病野生鳥獣について、県が協力要請している救護機関（県内10か所の動物病院等）で治療・看護を行う。また、救護に携わる職員、ボランティアの感染症対策のための消毒剤等を整備する。</p> <p>2 傷病鳥獣救護ボランティア活動事業 救護機関での治療後、早期の野生復帰が困難な鳥獣について、野生復帰までの間、アニマルレスキュー隊員（県民ボランティア29名）による一時的な保護・飼養を行う。また、隊員の知識、技能の向上を図るため、研修会を実施する。</p> <p>3 鳥インフルエンザ調査事業 近年の野鳥における高病原性鳥インフルエンザの発生を受けて、野鳥の保護並びに人及び家禽類への感染防止を図るため、環境省が作成した「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、死亡野鳥等調査を実施する。</p>							
資料								

主 要 事 業 概 要

<自保13>

事業名	狩猟者確保対策事業		ビ	〇	復	環	〇	産	発																																			
担当課室・班	自然保護課 野生生物保護班 (内線2673)		R6当初予算額			3,460千円																																						
事業主体	県		事業期間	平成28年度～令和7年度																																								
補助・単独の別	県単独事業	補助率	-																																									
根拠法令	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律																																											
事業目的	<p>狩猟者の負担を軽減することで、狩猟意欲を高め、狩猟者減少を抑制するとともに、市町村が実施する有害鳥獣捕獲のための担い手育成事業に補助することで、新たな有害鳥獣捕獲の担い手を確保する。</p>																																											
事業計画	<p>○ 有害鳥獣捕獲担い手支援事業（3,460千円）</p> <p>狩猟者が有害鳥獣捕獲業務に参加する（した）ことを前提に、狩猟免許取得等の際に必要とする経費のうち、猟友会費等について、猟友会がその会費の一部を減免するなどして支援する場合、その支援分を助成することで、狩猟者の負担軽減を図り、狩猟者の減少を抑制するとともに、有害鳥獣捕獲隊員の確保を支援する。</p> <p><補助対象及び補助率（一人当たり）と交付実績（人）></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象</th> <th>補助率（1人当たり）</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規会員</td> <td>(会費+初心者講習料)×1/2</td> <td>111</td> <td>130</td> <td>98</td> <td>93</td> <td>94</td> </tr> <tr> <td>新規会員 (地域おこし協力隊員)</td> <td>(会費+初心者講習料)×10/10</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>新規会員（新人ハンター養成講座修了者）</td> <td>会費×10/10</td> <td>4</td> <td>8</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>継続会員（有害鳥獣捕獲隊員）</td> <td>会費×1/2</td> <td>927</td> <td>967</td> <td>1,057</td> <td>1,070</td> <td>1,128</td> </tr> </tbody> </table> <p>(会費) 5,500円 (初心者講習料) 7,000円</p>									補助対象	補助率（1人当たり）	H30	R1	R2	R3	R4	新規会員	(会費+初心者講習料)×1/2	111	130	98	93	94	新規会員 (地域おこし協力隊員)	(会費+初心者講習料)×10/10	0	0	0	0	0	新規会員（新人ハンター養成講座修了者）	会費×10/10	4	8	3	4	3	継続会員（有害鳥獣捕獲隊員）	会費×1/2	927	967	1,057	1,070	1,128
	補助対象	補助率（1人当たり）	H30	R1	R2	R3	R4																																					
	新規会員	(会費+初心者講習料)×1/2	111	130	98	93	94																																					
	新規会員 (地域おこし協力隊員)	(会費+初心者講習料)×10/10	0	0	0	0	0																																					
	新規会員（新人ハンター養成講座修了者）	会費×10/10	4	8	3	4	3																																					
継続会員（有害鳥獣捕獲隊員）	会費×1/2	927	967	1,057	1,070	1,128																																						
資料																																												

主 要 事 業 概 要

<自保14>

事業名	森林環境共生育成事業	ビ	〇	復	環	〇	産	発
担当課室・班	自然保護課 みどり保全班（内線2676）	R6当初予算額			2,305千円			
事業主体	県	事業期間	平成10年度～					
補助・単独の別	県単独事業	補助率	-					
根拠法令	-							
事業目的	<p>自然環境に対する県民の関心が高まるなか、宮城県の自然や森林・林業について平易に解説のできる「森林(もり)の案内人」(森林インストラクター)を養成するとともに、自然や森林についての知識を学び、森林体験活動や自然観察会等をサポートできる人材を育成し、人と自然の共生を目指した自然保護行政を推進する。</p>							
事業計画	<p>1 宮城県森林インストラクター養成講座の開催（2,240千円） 森林を利用した自然体験や自然観察など野外活動の指導、森林の整備や育成を通して森林・林業の普及活動を行う宮城県森林インストラクターを養成する。 ◇ 実施期間：5月～3月の土・日曜日及び祝日、約18日間 ◇ 実施内容：森林文化、森林作業、森林レクリエーション、動植物生態学などの講座 ◇ 対象者：一般県民 40名程度 ◇ 認定：講座修了し、認定試験に合格した者を「宮城県森林インストラクター」として県が認定する。</p> <p>※ 令和3年度より、みやぎ環境税を財源とした「宮城県森林インストラクター養成講座・受講生サポート事業（事業費800千円）」を実施することで、従来受講生が負担していた受講料(約2万円/人)相当額をみやぎ環境税で補うことにより、受講料を無料とした。</p> <p>2 みやぎ自然環境サポーター養成講座の開催（57千円） 森林インストラクター養成講座の入門編として、自然や森林についての知識を学び、森林体験活動や自然観察会等をサポートできる人材を養成する。 ◇ 実施期間：5月～12月の土・日曜日、計1回以上 ◇ 実施内容：自然観察、森林作業体験などの講座 ◇ 対象者：一般県民 約20人程度</p> <p>参考：事務費（8千円）</p>							
資料	<p>1 宮城県森林インストラクター認定者数 平成10年度～令和4年度 707人 令和5年度 18人 計 725人</p> <p>2 みやぎ自然環境サポーター養成者数 平成16年度～令和4年度 1,843人 令和5年度 7人 計 1,850人</p>							